平成28年第1回平群町議会 定例会会議録(第1号)

招集年月日	平成28年3月2日	
招集の場所	平群町議会議場	•
開会(開議)	3月2日午前9時9分宣告(第	
	1番 山 本 隆 史	2番城内敏之
	4番森田勝	5番稲月敏子
出席議員	6番 植 田 いずみ	7番 山口 昌亮
	8番山田仁樹	9番髙幣幸生
	10番窪 和子 1	1番 下 中 一 郎
	12番馬本隆夫	
欠 席 議 員	3番井戸太郎	
	町 長	岩 﨑 万 勉
	副町長	中 島 伊三郎
	教 育 長	岡 弘 明
	会 計 管 理 者	瓜生浩章
	理事(政策推進課長)	大 浦 孝 夫
	理事(総務防災課長)	経 堂 裕 士
	理事(都市建設課長)	植田充彦
	理事(教育委員会総務課長)	西本勉
	理事(上下水道課長)	島野千洋
地方自治法第121条	 税 務 課 長	西脇洋貴
第1項の規定により	住民生活課長	上 田 武 司
説明のため出席した者の職氏名	健康保険課長	辰 巳 育 弘
	観光産業課長	寺 口 嘉 彦
	監査委員事務局長	山口繁雄
	政策推進課参事	日 波 規 秀
	総務防災課参事	橋本雅至
	住民生活課参事	北樋口 政 弘
	都市建設課参事	岡田守男
	福祉課主幹	
	福祉課主幹	乾 宏 美
	福祉課主幹	松本光弘

本会議に職務の	議会	事 務	局 長	上 田	昌	弘
ため出席した者	主		幹	田中	浴	美
の職氏名	主		任	竹木	t	恵
	報告第	1 号	議会の委任による	専決処	上分の報	告について
			(和解及び損害賠	償の額	頁の決定	(について)
	報告第	2 号	議会の委任による	専決処	上分の報	告について
			(和解及び損害賠	償の額	頁の決定	[について)
	報告第	3 号	議会の委任による	専決処	上分の報	告について
			(地方公務員法の	一部改	正に伴	う関係条例
			の整理に関する条	:例の制	定につ	いて)
	承認第	1 号	専決処分の承認を	求める	ことに	ついて
			(平群町税条例の	一部を	改正す	る条例の一
			部を改正する条例	につい	(て)	
	議案第	1号	平群町行政不服審	查会条	:例の制	定について
	議案第	2 号	平群町行政不服審	査法€	規定に	よる提出資
			料等の写し等の交	付に係	くる手数	(料に関する
			条例の制定につい			
町長提出議案	議案第	3 号	行政不服審査法の			
の 題 目			備に関する条例の			
	議案第	4 号	一般職の職員の給		する条	: 例の一部を
		_ =	改正する条例につ		(A	
	議案第	5 号	特別職の職員で常			
			費に関する条例の	一部を	改正す	る条例につ
	* * *	0 🖽	いて	. √⁄r n+ ⊟	3 7 A 114	· ○ # > タ / □
	議案第	6 号	教育長の給与、勤			
			に関する条例の一	部をひ	(止する	条例につい
	苯<i>中</i>	7 ¤	て	* 岩 土 お		田石岡田が
	議案第	7 号	平群町議会議員の			
			期末手当に関する 例について	末例り	/ 司を	以上りる宋
	議案第	8 号	職員の特殊勤務手	・ 出 / テ 郎	ますなタ	何の一却ち
	成 米 矛	O Ø	職員の特殊勤務子 改正する条例につ		リッ 公 禾	でいく 司を
	議案第	9 号	平群町指定地域密		ーードゥ	の事業の人
	戚 采 躬	ョガ	一件 門 拍 足 地 奥 卷	有空り		い 尹 未 い 八

		員、設備及び運営に関する基準を定める条
		例の一部を改正する条例について
	議案第10号	平群町指定地域密着型介護予防サービスの
		事業の人員、設備及び運営並びに指定地域
		密着型介護予防サービスに係る介護予防の
		ための効果的な支援の方法に関する基準を
		定める条例の一部を改正する条例について
	議案第11号	平群町消防団員等公務災害補償条例の一部
		を改正する条例について
	議案第12号	平成27年度平群町一般会計補正予算(第
		5 号) について
	議案第13号	
		補正予算(第3号)について
	議案第14号	平成27年度平群町水道事業会計補正予算
	#30 /IC /IV 1 1 V	(第1号) について
	 議案第15号	平成27年度平群町下水道事業特別会計補
		正予算(第1号)について
町長提出議案 の 題 目	 議案第16号	
	MX / // 1 0 //	事変更請負契約の締結について
	 諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を
	10 141 37 1 7	求めることについて
		人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を
	10 10 37 2 7	求めることについて
	議案第17号	
	議案第18号	
	成米 切 1 0 万	業特別会計予算について
	議案第19号	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	送安 <u>安</u> 9 0 円	予算について
	議案第20号	
	送安 <i>英</i> 0 1 P	いて
	議案第21号	
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	算について
	議案第22号	
		会計予算について

町長提出議案	議案第23号 平成28年度平群町学校給食費特別会計予
	算について
	議案第24号 平成28年度平群町介護保険特別会計予算
	について
の題目	議案第25号 平成28年度平群町奨学資金貸付事業特別
	会計予算について
	議案第26号 平成28年度平群町後期高齢者医療特別会
	計予算について
請願	請願第 1号 子ども医療費助成制度を高校卒業までに拡
	充し、窓口無料化を求める請願書
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。
の 氏 名	9番髙幣幸生 12番馬本隆夫

平成 2 8 年 第 1 回 (3 月) 平群町議会定例会議事日程(第 1 号)

平成28年3月2日(水) 午前9時開議

日程第1			会議録署名議員の指名について
日程第2			会期の決定について
日程第3			諸般の報告
日程第4	報告第	1号	議会の委任による専決処分の報告について
—>1.	11. [2]	·	(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第5	報告第	2号	議会の委任による専決処分の報告について
. , ,,,	,, , , , , , ,		(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第6	報告第	3号	議会の委任による専決処分の報告について
			(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理
			に関する条例の制定について)
日程第7	承認第	1号	専決処分の承認を求めることについて
			(平群町税条例の一部を改正する条例の一部を改
			正する条例について)
日程第8	議案第	1号	平群町行政不服審査会条例の制定について
日程第9	議案第	2号	平群町行政不服審査法の規定による提出資料等の
			写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定に
			ついて
日程第10	議案第	3 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関
			する条例の制定について
日程第11	議案第	4号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す
			る条例について
日程第12	議案第	5号	特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関
			する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第	6号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す
			る条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第	7号	平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手
			当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第	8号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す
			る条例について
日程第16	議案第	9 号	平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設
			備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
			正する条例について
日程第17	議案第1	0号	平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の
			人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予

防サービスに係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例について

		る条例について
日程第18	議案第11号	平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
		する条例について
日程第19	議案第12号	平成27年度平群町一般会計補正予算(第5号)
		について
日程第20	議案第13号	平成27年度平群町国民健康保険特別会計補正予
		算(第3号)について
日程第21	議案第14号	平成27年度平群町水道事業会計補正予算(第1
		号)について
日程第22	議案第15号	平成27年度平群町下水道事業特別会計補正予算
		(第1号) について
日程第23	議案第16号	総合スポーツセンター防災拠点施設整備工事変更
		請負契約の締結について
日程第24	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
		ことについて
日程第25	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
		ことについて
日程第26	請願第 1号	子ども医療費助成制度を高校卒業までに拡充し、
		窓口無料化を求める請願書
日程第27	議案第17号	平成28年度平群町一般会計予算について
日程第28	議案第18号	平成28年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別
		会計予算について
日程第29	議案第19号	平成28年度平群町国民健康保険特別会計予算に
		ついて
日程第30	議案第20号	平成28年度平群町水道事業会計予算について
日程第31	議案第21号	平成28年度平群町下水道事業特別会計予算につ
		いて
日程第32	議案第22号	平成28年度平群町農業集落排水事業特別会計予
		算について
日程第33	議案第23号	平成28年度平群町学校給食費特別会計予算につ
		いて
日程第34	議案第24号	平成28年度平群町介護保険特別会計予算につい
		て
日程第35	議案第25号	平成28年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予
		算について
日程第36	議案第26号	平成28年度平群町後期高齢者医療特別会計予算

について

○議長

皆さん、おはようございます。

議席番号3番の井戸議員より、体調不良ということで、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたことを報告をいたします。

福祉課の塚本課長が本定例会会期中、欠席する旨、町長より報告を受けましたので、御報告をいたします。なお、福祉課長が欠席のため、福祉課今田主幹、乾主幹、松本主幹が本会議に出席されます。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより平成28年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。平成28年も3月に入りまして、日差しも日増しに暖かく、平群の里に色づく木々から春の訪れを感じる季節となりました。本日は、平成28年第1回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私大変御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、12月定例会から3カ月近くが経過いたしました。この間の町政にかかわる主な出来事や取り組み、またイベント、行事について御報告させていただきます。

1月11日には、成人式が行われました。式典では、多くの来賓の方の御臨席を賜り、お祝いや励ましの言葉が新成人の皆さんに寄せられました。177名の新成人の皆さんが輝かしい人生の門出を迎えられました。これからの将来に向かって、新成人の皆様の御活躍を祈念申し上げます。

1月13日には、地域の消防活動として、生駒南支部の連合出初式が挙行され、新しい年を迎えて、消防団員の消防精神に燃えた雄姿が披露されました。 ことしは、平群町消防団が生駒南支部の代表として、第26回奈良県消防操法 大会に出場いたします。出場団員の皆様の御活躍を期待申し上げます。

1月16日には、ことしで13回目を迎える竹あかりの集いが開催されました。安全・安心のまちづくりと地域のきずなを強めるための取り組みとして定着し、多くの住民の皆様が参加されました。ことしは防災研修会として避難所運営を想定した避難所運営ゲームHUGや、心肺蘇生トレーニングあっぱくん体験が実施され、大変好評でございました。

1月23日には、奈良県主催の古事記のまつりに、私も他の市町村長ととも

に参加し、「たたみこも平群の山の熊白檮が葉を」の、国しのびの歌を詠み、平 群町のPRに努めたところでございます。

また、現在、県立美術館において、真田丸関連企画展が開催されております。 4月29日開催のへぐり時代祭りで使用する甲冑の展示等を行い、時代祭り実 行委員の皆様がへぐり時代祭りのPRに努めていただいております。2月12 日には、私も嶋左近の甲冑を身につけて時代祭りの記者発表を行い、奈良新聞、 朝日新聞にも掲載していただいたところでございます。

1月30日には、総合計画推進連絡協議会の主催による第2回まちづくりシンポジウムを開催しました。ことしは、住民協働のまちづくりを進める上で不可欠なボランティア活動に参加できる仕組みづくりを考えることをテーマに、 基調講演と、町ボランティア連絡協議会から活動報告を行い、多くの住民の皆様に御参加いただきました。

同じく1月30日には、奈良県の冬のイベントとして初めて開催されました 奈良大立山まつりに、平群町から、時代祭りのボランティアの方々97名が参加くださいました。多くの来場者がお越しの中、会場内を本番さながらに練り歩き、時代祭り当日のPRに努めてまいりました。

2月20日には、朝日放送でアナウンサーとして活躍されておられます三代 澤康司氏を講師としてお招きし、公開講演会が町自治連合会主催で開催されま した。「ラジオから見える人のつながり~人生はドッキリ!ハッキリ!」と題し た講演で、人のつながりが心地よいと思える、そんな地域づくりが大切である と再認識させられたということでございました。当日は、雨天にもかかわらず、 約360名の方の参加をいただき、大ホールに入り切れないほどの盛況な講演 会でございました。

2月27日、28日には、信貴山寅まつりが開催されました。当日は、天候にも恵まれ、県内外から多数の観光客がお越しになり、会場では平群町を初めとする生駒郡4町と王寺町がブースを出展し、それぞれ地域の特産品の販売、地元PRを行ったところでございます。

さて、平成27年度も余すところ1カ月足らずとなりましたが、現在取り組んでいる事業につきまして、さまざまな課題や懸案事項もあるところでございますが、残された時間でしっかりと区切りをつけ、来る平成28年度4月からは新たなスタートが切れるように取り組んでおるところでございます。

なお、3月14日より、手話通訳者を週5日の午前中の時間帯において福祉 課に配置することになりましたので、御報告させていただきます。

地方創生とは、人口減の時代に、市町村と県と国が一緒になって新しい日本をつくることだ、これは石破茂地方創生担当大臣が昨年奈良県を訪れた時の言

葉でございますが、平群町の創生は、国・県の助力をいただきながら、住民の 皆様と一緒になって新しい平群町をつくることだと考えております。議員の皆 様のなお一層のお力添えをお願い申し上げる次第でございます。

本定例会におきまして上程させていただきました案件は、報告案件が3件、 承認案件が1件、条例の制定・改正案件が11件、平成27年度一般会計並び に特別会計、水道事業会計の補正予算案件が4件、契約議決案件が1件、人事 案件が2件、平成28年度一般会計並びに特別会計、水道事業会計予算案件が 10件で、合計32件の審議をお願いいたしております。いずれにおきまして も慎重に御審議を賜り、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げまして、

開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しています議事日程表のとおりであります。 本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

〇 局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により9番、高幣君、12番、馬本君を指名いたします。本定例会の会期中、よろしくお願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの17日間と 決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

3月 2日(水) 本会議(初日)

午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月 3日(木) 本会議(新年度予算総括審議)

午前9時より

3月 4日(金) 文教厚生委員会

午前10時より

3月 5日(土) 休会でございます。

3月 6日(日) 休会でございます。

3月 7日(月) 予算審査特別委員会(一般会計) 午前9時より

3月 8日 (火) 予算審査特別委員会(各特別会計・水道事業会計)

午前9時より

3月 9日(水) あいてございます。

3月10日(木) あいてございます。

3月11日(金) あいてございます。

3月12日(土) 休会でございます。

3月13日(日) 休会でございます。

3月14日(月) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月15日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月16日(水) あいてございます。

3月17日(木) あいてございます。

3月18日(金) 本会議(最終日) 午後2時からでご

ざいます。

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第3 諸般の報告を行います。

2月18日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、髙幣君。

○議会運営委員長 (髙幣幸生)

おはようございます。

先の12月定例会に付託をいただきました案件、閉会中の議会運営に関しての本委員会の継続審査については、お手元に配付させていただいております調査報告のとおりでございます。内容は、会期の内定、委員会開催、議事日程、委員会付託議案、予算審査特別委員会の構成メンバーの内定ということで、以

上のとおり、本議会運営委員会の継続調査について報告をさせていただきます。 終わります。

○議長

次に、2月17日に開催されました駅周辺整備事業特別委員会の報告を求めます。駅周辺整備事業特別委員会委員長、山口君。

○駅周辺整備事業特別委員長 (山口昌亮)

駅周辺整備事業特別委員会を平成28年2月17日水曜日、午前9時30分から開催いたしました。

案件につきましては、この間進められている駅前整備についての現状報告、 進捗状況、その他について報告を受け、協議しました。

以上です。

○議 長

次に、2月29日に開催をされました文教厚生委員会の報告を求めます。文 教厚生委員長、植田君。

○文教厚生委員長(植田いずみ)

去る28年2月29日月曜日、午後2時から文教厚生委員会を開催いたしま した。

案件といたしましては、清掃センターの仮置き焼却灰について、今後の処理 計画について説明を受けました。

以上です。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、私のほうから、平成27年度の予備費充用につきまして御報告させていただきます。全体で3件ございます。

まず、平成28年1月21日付で、町有地所有権移転の嘱託登記費用といた しまして、総務費、総務管理費、財産管理費に17万2,000円を充用させ ていただきました。

続きまして、平成28年2月1日付で、役場本庁舎1階の空調機器の故障による新たなエアコンの入れかえ費用といたしまして、総務費、総務管理費、一般管理費に91万8,000円を。

そして、平成28年2月12日付で、支給対象者の増加に伴いまして、未熟 児養育医療費といたしまして、衛生費、保健衛生費、母子保健事業費に26万 1,000円を充用させていただきました。 以上3件、合計いたしまして135万1,000円を予備費から充用させていただきました。

なお、現時点における予備費予算の残額は1,264万2,000円となっており、平成27年度当初予算額1,625万8,000円に対する執行率は22.2%となっております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、 次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

> 平成 2 8 年 3 月 2 日報告 平群町長 岩 﨑 万 勉

次をめくっていただきまして、専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された 町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

> 平成 2 7年 1 2月 1 5 日 平群町長 岩 崎 万 勉

次、めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年10月15日午前11時00分頃、三郷町三室1丁目14番12 号に駐車しようとしたところ屋根に車両のルーフキャリアが接触し、建物の屋根を傷をつけた物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 24万8,400円 であります。

以上、報告といたします。

○議長

日程第 5 報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、

報告第2号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、 次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月2日報告平群町長 岩 崎 万 勉

次、めくっていただきまして、専決処分書であります。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された 町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

> 平成 2 7 年 1 2 月 2 3 日 平群町長 岩 﨑 万 勉

次、めくっていただきまして、

和解及び損害賠償の額の決定について

平成27年11月20日午後4時15分頃、県道9号線(大和郡山市池之内町108-1)を走行中、前方車に追突し、相手車を傷をつけた物損事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 10万1,574円 であります。

以上、報告といたします。

○議長

続きまして

日程第6 報告第3号 議会の委任による専決処分の報告について (地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に 関する条例の制定について)

報告を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、 次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年3月2日報告平群町長 岩 﨑 万 勉

次に、専決処分書であります。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された 町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

平成28年2月16日 平群町長 岩 﨑 万 勉

次の次ですね、提案理由を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が平成28年4月1日から施行されることに伴い、関係条文の整理をするため、本条例を制定し関係条例の一部を改正するものであります。これにつきましては、6本、1条から6条の関係条例を条文を整理するために本条例を制定し、関係条例の一部を改正するものであります。

めくっていただきまして、

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成28年2月16日 平群町長 岩 﨑 万 勉

これにつきましては、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

第1条といたしまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。ここにつきましては、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。ここにつきましてはですね、地方公務員法の第24条の2項が削られたことによりまして条項ずれが起こり、第24条の第6項を第24条第5項に改めるというものであります。ここの条項につきましては、職員の給与、勤務時間、その他勤務の条件に関する条例に定めるところであります。これにつきまして、条項ずれが、いわゆる一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第2条といたしましては、職員の旅費に関する条例の一部改正ということで、

1条と同様の条項ずれによります整備であります。

それから、3条につきましても、同じく職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部を改正するということで、第3条につきましても、第1条と同様の条項ず れによる条文の整備であります。

それから、第4条につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する、これにつきましても、1条と同様にですね、条項ずれによる 条文の整備であります。

それから、平群町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正につきましてはですね、新旧対照表をお願いしたいと思います。提案理由書から4ページ目に新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。提案理由書を含んで4ページ目ですね。よろしくお願いします。

平群町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。ここにつきましてはですね、任命権者の報告事項といたしまして、3条の第1項でですね、新設といたしまして、職員の人事考課の状況の新設を行います。それからもう一つは、新設といたしまして、職員の退職管理の状況を新設を行います。次の職員の研修及び勤務成績の評定の状況というのを、職員の研修の状況というふうに改めるという内容であります。これにつきましては、本年3月の広報にですね、平群町の人事状況報告というのを広報に掲載されております。それの任命権者の報告事項ということで、3月広報に掲載させていただいてる内容をですね、一部新設を行ったということでございます。

それから、戻っていただきまして、第6条でございます。災害派遣手当等の 支給に関する条例の一部改正ということで、これにつきましても、第1条と同 様によります条項ずれによる条文整備であります。

以上を報告といたします。

○議長

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

○税務課長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

まず、中身の前に、この平群町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する。1回改正して、もう1回改正するということなん。これは、どうしてそうなるのかちょっと説明してほしいのと、それから12月議会でマイナンバーの関係でですね、個人番号を申告時に記載を求めるというか、絶対という義務でもないんだけども記載してもらうということが規定されたわけですね。それを今回、まだ3カ月もならんのに、今度はそれを外すというふうに変わった。なぜそう変わったのかという、その2点。

○議長

税務課長。

○税務課長

この平群町税条例については、12月議会に一応、一部改正を行いました。 これが、公布日が28年1月1日から施行されるということで、これについて は、今回、専決処分で12月28日付でまずその手続を要らなくするというふ うなことを改正いたしましたので、それにあわせて、その27年12月に出さ せていただいた条例の一部をまた改正するということになっています。

それと、マイナンバーの記載については、一応記載義務がありますので、それについては記載をしていただくということになっているんですが、今回、提案理由で申し上げましたように、町民税の申告とか特別土地保有税の申告というのは、まず申告時に先に本人から番号をいただいておりますので、改めて減免申請のときに番号を求めるのでは、本人確認手続等がありますので、それについて一定の軽減を図るために、今回要らなくなったということでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

二つはわかりました。

じゃあ、12月議会で出してですね、要するに、それはまだ施行する前なので、まだ施行してないからこういう、それはそれでいいんですけど、じゃあ、あのとき議決してですね、私は反対しましたけど、あれは何だったんだということにならないんですか。その辺がね、もちろん国のほうが勘違いか何か知らんけど間違ってやったのかわかりませんけども、その点ね、12月議会でそういう、じゃあ、賛成した議員の立場どうなるんだ。例えば、僕が賛成してたら怒りますよ、一体何やねんという。そうなるでしょう。だから、そこのとこはもうちょっと丁寧に説明するなり。ほんで、これもう12月にわかってたわけでしょう、専決処分打ってるわけだから、もう12月にしてるわけだから。施

行前にしとかないとぐあい悪いということだったと思うんですけれどもね。その辺はちょっとね、もうちょっとやり方、どういうやり方があるかわかりませんけども、私は議会に対して、12月議会では、まだこれは12月の話だったわけですからね、わかったのは12月ですから、12月中にでもですね、それか1月入ってすぐにでもですね、実は12月議会でこういうふうに議決をいただいたけれどもこういうことになりましたというのはね、私は正規の会議でなくっても、やっぱり議会にちゃんと、だってその後、ビラいろいろ出してるんだもん。こういうの通りましたよと。私はけしからんのが通ったよと、こう書くんだけど、それ撤回でしょう、今度。だから、そういうのはちょっとね、もうちょっときちっと議会のほうに、はっきりわかった時点で、これなんか、もう12月中にわかってるわけですから、やっていただきたいなというふうに思いますが、その点、町長どうですか。

○議長

税務課長。

○稅務課長

今後の対応についてでございますけども、そういう情報が入りましたら、議 会のほうにも一応報告していきたいというふうに考えております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第1号について採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり承認することに 決しました。

日程第8 議案第1号 平群町行政不服審査会条例の制定について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7 番

平群町の場合、これまで不服請求というのはどれぐらいあって、どういう内容が多いのか、その辺はどうでしょうね。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

山口議員の御質問にお答えをいたします。

過去の町長に対する異議申し立ての状況でありますが、平成20年度で国民健康保険税に関する申し立て、それから21年度でも同じく国民健康保険税に関する申し立て。22年度はございませんが、23年度、滞納処分に関する異議申し立てが23年度1件、24年度で町民税の賦課処分に関する異議申し立てが1件ございました。25年度はございません。26年度は固定資産税の、これは固定資産税評価委員でございますが、固定資産税評価委員会で1件ございました。それから、27年度は現在のところ、ないということでの答弁とさせていただきます。

○議長

森田君。

○ 4 番

これですね、施行期日、附則のところね、1番がわかるんだけど、2番は別の条例の話じゃないですか。これ、おかしいんじゃないですか、ここの附則に書かれてるのが。それは、別の条例の改正のことでしょう。違いますかね。この条例は、附則は施行日の期日が附則であって、条例の改正は、別の条例の話じゃないですか。ここの附則というのはおかしいんじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

以前にもですね、空き家条例の条例制定のときも同様に附則としてですね、いわゆるこういった委員の費用弁償のところもさせていただいておりますので、あわせてですね、ここの委員の報酬の条例の改正も附則で、ここで提案をさせていただいて、ここの条例については、もちろんそこの条例の、いわゆる費用弁償に関するところの条例を直しにいくといいますか、改正をするわけでございますが、一つの制定に係る内容の中で日額の、ここの非常勤の者の費用弁償も同時に提案させていただくというのが、今までもやってきましたし、それが正しいやり方かなというふうに考えております。

○議長

森田君。

○ 4 番

それはおかしいと思うんですよ。この条例についての附則に、新たにまたほかの条例の改定のことを書かれてるわけじゃないですか。説明だったらわかるんですよ。これ、附則じゃないんじゃないですか、法律的には。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ここの改正はですね、附則の中に入れ込むと。これは、離すとですね、これを分けるということになれば、もう一つ条例を起こすというのが、森田議員がおっしゃっているかというふうに思いますが、附則の中でここを明文化して改正するということの内容でありますので、このようなことで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○ 7 番

今、森田議員からの指摘、私もそのとおりだと思うんですよ。さっきの議会の委任による専決処分の報告第3号のこれはわかるんです。要するに、地方公務員法が変わって、条文がずれるとかということで、全部に影響するから、それを1本ずつ出すのが大変だから、これまとめた条例制定するわけでしょう。でも、これが通ったら、この条例そのものはもう要らんわけよ、基本的にはね。でも、今回のこの今の場合はね、これは別にもう1本起こしたって、別にそんなにいろいろ出てくるわけじゃないから、特別職の職員で非常勤のものの報酬、

費用弁償に関する条例のほうを変えればそれで済む話と違うんかな、ここへくっつけんでも。そのほうが審議としてはわかりやすいし、いや、ここではその説明はいいですよ。こっちのほうでこういう報酬はもちろん出てくるんで、それを上げてますというのは。そやけど、今まで1回それやったからって、本来やっぱりきちっと、違う条例のもんだから、二つぐらいなら、あわせて全部するんなら別やけど、これはそういう条例になってないからね。不服審査会条例の制定やからね。1本の制定の中にほかの条文を入れ込んで、この影響でこっちもオーケーなんだというやり方というのはね。

じゃあ、私、こっちの8,000円だけは反対ですわと。ほんなら、これ、どうする、議員が、これ反対やって言うたらどうなんの。でも、こっちの制定のほうは賛成やと。でも、この金額が気に入らんから反対やとなったらおかしいでしょう。それ考えたときはやっぱり別の議案にしないと、条例一緒やったら仕方ないですよ。そこから見てもおかしいでしょう。だから、もうそっちは、議員は全員賛成するもんとして、これ出してるわけですか。いや、そうなるんですよ。それやったら審議要らん。分けるべきだと思いますけどね。違いますか。いや、僕、じゃあ、こっち反対ですと言ったら、これ、どうしてくれんの。分けてくれんと、こんなん審議できへんってなるやんと思うんですけどね、違いますかね。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

山口議員のおっしゃることも、もちろんそのとおりやというふうに理解をするわけでありますが、私どもの提案といたしましてはですね、以前もこうだったというわけじゃございませんがですね、また今後、それはしっかりと提案の仕方も考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長

山口君。

○ 7 番

だからさ、違うもんに対して、賛成・反対あったら困るでしょう。要するに、 議員の議決権を侵害してるということになるんですよ、極端に言えば。全部賛 成なんやからいいやないかというような問題じゃないんですよ。だから、そこ は考えてもらわないとやね、もう全然、だから議会軽視となるんです、そうな ると。いや、わかるでしょう、僕の言っている意味。いや、もう軽視してるん ですよ、だからこれは。意識してないかどうかわからんよ。それはもちろん意 識してるとは思わないけど、そういうことじゃないですか。

○議長

副町長。

○副町長

すみません、一旦休憩をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

副町長の申し出がございますので、10時15分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時00分)

再 開 (午前10時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

今、確認をいたしましたところですね、附則による改正のところでございますが、他の凡例も含めまして確認しまして、この提案のとおりしていきたいということで確認を行ったところでありますので、御理解いただきたいと思います。

なおですね、今後の提案につきましては、いわゆる提案方法につきましては よく検討し、提案に沿った形でわかりやすく提案していきたいというふうに考 えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第1号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 平群町行政不服審査会条例の制 定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 平群町行政不服審査法の規定による提出資料等の写 し等の交付に係る手数料に関する条例の制定につい て

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第2号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 平群町行政不服審査法の規定に よる提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定については原 案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関 する条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第3号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第4号 提案理由説明

○議長

山口君。

○ 7 番

質疑の前にですね、今、上程され、当局から報告のあった議案第4号について、修正動議を提出したいと思いますので、ちょっと時間をいただけませんでしょうか。

○議長

それでは、10時50分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時36分)

再 開 (午前10時50分)

○議長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

ただいま、本案に対して、山口君より、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。この動議は、所定の発議者がありますので、成立いたしました。したがいまして、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。山口君。

○ 7 番

先ほど当局のほうからあった説明の中でですね、人事院勧告に関しては私どもは、公務員の場合はですね、一般の民間の労働者と違って、労働法制の中でのさまざまな制約がありますから、当然その代償制度としてある人事院勧告をそのまま受け入れるというのは、私は当然のことだろうというふうに思います。ただ一方でですね、幹部職員、課長、主幹級に対して、これ読まんでええよね、議案はここに書いてあるとおりですけれども、基本的には、管理職、課長級6%、主幹級4%の給与カットについてはですね、やっぱり今のような情勢の中ではやるべきではない。特に、マンパワーが行政の福祉向上の水準にとって非常に

大事だという立場からもですね、私はやるべきでない。

それと、もう1点言うならば、一般職員は労働組合を結成してですね、その中で一定交渉もし、疑義があればですね、それに一定抵抗というのか、できるわけですけれども、管理職員の皆さんの場合、管理職組合もありませんし、そういう中ではですね、当然嫌であろうがよかろうが、こういうものが出た場合に、余り物が言えない状況に実際としてはあるというようなことから見てもね、やっぱりそういう引き下げをこういう段階でするのはいかがなものかなということから、今回の修正動議については、今回の管理職の給与カットの部分については外していただく。私は、本来なら、これは分けて出すべき、一つの条例ですから、当然、今回出してることが間違いではありませんけれども、全く、値上げと値下げ、両方が混然一体となった議案になってるということから、課長6%、主幹4%の給与カットの部分については外すべきだということから修正動議を出しました。

以上です。

○議長

これより本案と修正案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

これですね、一般職の方は組合協議、労使協議だと思うんですけども、どのような状況になっておるんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

一般職と申しますか、組合員というふうに表現の中でですね、私どものほうはですね、一般職の職員、組合員の職員に対しまして給与カットも町長のほうからいろいろお願いをしてきた経緯もございます。今のところはですね、平成27年度についてはカットはしていないと。28年度についても、現在のところ、カットはしていないという状況であります。

○議長

森田君。

○ 4 番

ということは、組合員の方については、当然27年度、交渉で妥結してない ということで、28年度はこれからだというふうに思うんですね。これからや っていかれる予定なんでしょうね。

それで、悪いんですけども、27年度にこれをですね、人事院勧告どおりやれば、どれぐらい町の財政負担がふえて、28年度、地域手当がちょっと変わ

りますので、今の陣容であればどれぐらいふえて、これのカットですね、管理職のカットをすればどれだけ減るのか。減る言うたら表現よくないですけども、 金額をお教えください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回提案させていただいております管理職の給与カットの影響額でございますが、9カ月間という期間でございます。額にしますと669万が影響額というふうに試算をしております。

○議長

森田君。

○ 4 番

だから、ふえるのが27年度、どれだけふえるんですかと。28年度、どれだけふえるんですかと。人事院勧告どおりすれば。今の六百何万ですか、その金額は、9カ月間でその金額なんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

すみません、申しわけございません。

一般職、いわゆる人事院勧告をいたしますとですね、一般職で全会計で2, 107万1,000円が、いわゆる人事院勧告による一般職に係る影響額であります。先ほど、管理職の給料カットについては、これは28年度から実施をするということでございますので、その影響額は669万ということです。

○議長

森田君。

○ 4 番

微々たることですけども、28年度も地域何か手当が1%上がるんですね。 微々たるもんですから、そのプラスで終わるのはわかるんですけども、一番問題なのは、民間では考えられない、組合員と管理職の給料が、民間では考えられないけども、行政の場合ですね、逆に一般職の方が給料が高くて、管理職の方が低い、表現がよくないんですけども、という方があるようなことを聞いておるんですけども、差がどれぐらい月額で、アバウトで結構ですから。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、森田議員のほうから御指摘いただきました、基本給をそのパーセントで減額をしておりますので、管理職と一般職、組合員との給与格差というのは当然生まれます。ちょっと試算しますとですね、管理職が8%のときでございますが、その差を見ますとですね、一番給料カットをして、管理職の差、一般職の差がですね、約6,000円程度、現在、差があるというふうに試算しております。これは、8%カットのときでございますので、6%であればもう少し縮まるかなというふうに思いますが、今のところ、そのように御答弁させていただきます。

○議 長

森田君。

○ 4 番

私の質問がまずかったかもわかりませんが、年間所得がですね、組合員の方と管理職の方が、組合員の方が高くて管理職のほうが低い場合があるようなことを聞いておるんです。それはないでしょうか。号俸が高い人が、組合員の方ですね、給料が高くて、管理職の方が低い、これは民間では考えられないことが行政の場合、あるというふうに聞いているんですけども、それはないんでしょうか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

年間所得になりますとですね、当然、組合員の一般職についてはですね、いわゆる超過勤務手当もございますので、一概には言えませんが、管理職は管理職手当がございますので、そことの差というのはちょっと試算をしておりませんが、当然、総所得に直しますとですね、人によって相当な開きもあるのかなというふうに思いますが、ちょっとそこは試算しておりませんので、申しわけございません。

○議長

森田君。

○ 4 番

金額はわからなくても、組合員の方のほうが管理職より年収が上の方がある んですかと。それであれば、あるかないかだけお答えください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それはもちろんございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

管理職の給与カットについて、12月まで、ことしは8%と6%、4月から3月まで1年間ということでしたけれども、新年度は4月から12月、これは何か意味があるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

9カ月間というところはですね、今現在、組合との交渉の中でですね、さまざまな財政状況も含めて、組合員の方にもカットをお願いしてきたところでありますが、なかなか当局、いわゆる理事者と組合というのはなかなか合意に至っていないというのが現状でございますので、平群町の給料を全体的に見直していこうと。例えば、ラスパイレス指数も近隣の市町村と比べて若干高いという傾向もございますので、そこらを組合側と、この1年間、ことしの12月末までかけてですね、そういう給料制度を見直していこうということで申し入れを組合のほうに現在しておりますので、9カ月間というのは、ことしにそういう見直しを図って、1月1日からですね、基本的には給料というのは改正されますので、職員の給料は1月1日に給与改正を行いますので、そこまでの、12月末までの間にそういったもろもろの協議を組合としていく関係でですね、この9カ月間というふうに設定をさせていただいたということであります。

○議長

山口君。

○7 番

その点はわかりました。

今の説明の中で、ラスパイを下げるために給料そのもの、給料表そのものの 改定ということなんですけれどもね、そうなれば、より職員にとってはですね、 ほかにも全部影響してくるわけですよね。

例えば、今回の管理職の給与カットというのは、地域手当には反映させない。 それから、ボーナス、一時金にも反映させない。もちろん、退職金にも反映させないということですよね。ということは、正味、月額給だけ、毎月の給料が、例えば40万円の人だったら、掛ける12カ月の480万円に対して6%、4%のカットと、こうなるわけですね。でも、もとの給料表を下げるということになれば、影響はほかにも及びますよね、当然、地域手当にもね。だから、そういう全体の構造を下げる、要するに、平群町の職員は全体的にそれぐらいの能 力しかないからそれぐらいの給料に下げるんだというのを当局は思っておられるわけですね。それが職員に対する評価なんでしょう。

それで、例えばこれまで、管理職、課長8%、主幹6%のときは、一般職5% でしたね。4%、いや5%やったと思うんですが、それに見合う金額、給料表 で下げるとした相当になると思うんですよね。今回はそれよりも大体3分の2、 これは議員報酬を、議員提案で6月に20%出したのが、その後、町長提案で、 報酬審議会の答申ということもあって15%出された。それに見合って、この 間カットしてきたさまざまな報酬、給与、これについてはですね、これまでの 減額してきた分の3分の2を大体してるんですね。だから、今回も8と6から 6と4に下がると、大体ですよ。きちっとは言いませんが。でも、そのやり方 ってのはやっぱりどうなんでしょうねというのが私は素朴にありますし、組合 との話し合いをされるわけですから、それは組合のほうの考え方もありますか らわかりませんけれども、私はちょっと、本来、特に町長たるものですね、職 員の生活も守るというのが私は基本だと思うんですけれども、それを軽々にで すね、もとの基本的な部分を下げようという話し合いをこれからされるという のは、私は納得いかないということは、せっかくこういう審議の場ですから、 そのことは申し上げておきたい。別に答弁していただいても、そんなこと思っ てませんと言うに決まってますから必要ありませんけれども、私はそういうふ うに思いますので、その点はぜひですね、住民の多くの皆さんもそういうふう に思っておられる方も少なくないということは言っておきたいというふうに思 います。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

まず、管理職4%、6%カットについて、まず原点からお聞きしますけども、なぜカットが必要になったのか、まず一つ。

それと、管理職49名がおいでになるわけでございますが、全員の一定の合意を得られているのか、まずその点から御答弁いただきます。

○議長

総務防災課長。

○ 総 務 防 災 課 長

なぜカットに至ったかという経緯でございますが、これにつきましてはですね、給料カットにつきましては、平成17年から19年度は一般職5%、主幹級6、課長8、部長級10ということで、平成17年度から19年度に一旦カットしてます。これは、非常に緊迫した、圧迫した財政状況も鑑みてというこ

とでの措置でございますが、それから20年から23年もカットしております。 それから、25年、26年、27年度まで、いわゆる一般職については26年 度までカットをお願いしてきたわけでございますが、管理職については27年 度もカットしてきたという経緯がございます。

これ、いずれにいたしましてもですね、過去の提案理由も含めまして、やはり財政の状況が非常に厳しいということを鑑みまして、そのような処置を今までしてきたという答弁でお願いしたいというふうに思います。

それから、合意を得ているかということでございますが、2月8日にですね、 管理職の全職員を対象に集まっていただきましてですね、一定の理解を得たと いうことで御答弁させていただきます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

生活給でございますので、私たちの報酬と違いまして、給料カットは非常に生活給、管理職の職員さんにとっても大変なことでございます。それは確かに私もそう思います。しかし、財政が非常に逼迫している。この間も、先月の29日に文教厚生委員会で一般財源、今度、28年度は財政調整基金を取り崩してまで残灰の処理をせねばならないような事態にもなっておるわけでございますが、ここで1人頭計算しますと、管理職は大体平均1カ月1万5,000円そこそこを9カ月減額していただくわけでございます。

一つね、いろいろライパイレスの話とか、いろんな話はるる、また森田議員からも、管理職のほうが一般職より給料安い方がおいでになるんではないか。総務防災課長は「おいでになります」と、これは、民間にとっては考えられないことでありまして、そのとおりであると私も思います。しかしね、一つ、どう言うたらいいんかな、ラスパイレスを下げるために、今まで管理職、一般職の職員さんの給料をカットする。これはもう、言うて悪いけどね、いつも私思うんやけど、医療の関係やったら西洋医学の注射を打って熱を冷ますための、そのような注射処方じゃないけども、そういうようなことをされておるというふうに私はしてきたというふうに思います。しかし、そこで一つね、ちょっと私、勉強させていただきましてんけど、この点について、ちょっとこれ、御答弁くださいね。非常に、今からちょっと大事なこと言わせていただきますんで。この4町、ちょっと調べますと、初任給、昇給等に関する規則というものがございます。皆さん、総務防災課長はよく御存じやと思いますけれども、通常、平群町の、どこでもありますわたりでございます。わたりを4町調べますと、3町は一緒でございます。平群が断トツにまたわたりが違います。財政上、厳

しいこの平群町において、まず基本的に原点をもっと行政側は見直すような研究調査をするのが本位でないかと私は思いますけども、実質、町長、財政の豊かな町も中にはあるでしょう、このあと3町の中に。にもかかわらず、平群町だけが違ったわたりの規則になっておるわけです。その点について、総務防災課長、どのように御見解をお持ちですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、馬本議員さんのほうからですね、本町の給料の、いわゆる級へ昇給していく、本町は今現在、1級から6級までございます。5級、6級は管理職、6級は課長、それから5級が主幹というようにされています。1級、2級、3級、4級、ここが一般職の給料表に当たります。当然、4町を比較しますとですね、認識としましては、これは、今始まったわたり制度ということではございませんので、過去の歴史もございますので、平群町の場合は他町に比べますとですね、やはりわたっていく、昇給していく年数が早いというふうに認識をしておりますので、そこも含めてですね、この組合と協議もしていきたいなというふうに思っております。認識としてはそういうふうに思っています。

以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2番

過去の歴史って私はわかりませんけども、今、財政、平群町は大変な時期に来てるんですよ。よその3町を調べたら全く一緒なんです。平群町だけわたりが早い。ということは昇給していく。歴史、いろいろ過去、組合とのいろいろな歴史があったでしょう。私は今、財政上、緊急事態というふうに私は認識しております。財政調整基金、2億数千万のお金を取り崩さなければ28年度予算を組めない状態。まして、生活給である管理職の皆さん方の6%、4%の御協力を得ねばならない。そんな事態において、一度だけです、管理職の方、平成24年度にもとに戻った給料があったのはその当時だけで、たしか24年度だけと思います。あとは管理職の方はそうじゃないです。ずっとしていただいてます。

これをそのまま続けることは、私も山口君が言うように好ましくないと思います。そのために、もっと原点に戻らなければならない。それには、先ほど私が御提案させていただいた昇給、わたり、いろんな部分については検討せねばならない。私から指摘するんじゃなしに、みずから行政側がどんな歴史があっ

たか私は知りません。そのときには非常に財政豊かであったかもわからない、そういうわたりがされたときにはね。けれども、今の状態は、るる、歴史、時代において変わるんでしょう。本当にラスパイレスが下がった、ああ、下がった、下がった。皆さんの管理職、一般職の給料、減額しました。それで下がりました。これがラスパイレス下げたって、こんなん住民に訴えたって意味はないと私は思います。ラスパイレス下げることが基本じゃないと思う。もっと私ら住民から見て、やっぱりよその市町、3町は足並みそろっておられるように、一定の期間、昇給というのは、民間でも一緒でございます。すぐには昇給しません。

その点ね、町長、ちょっとお聞きしますけど、来年、この12月までいろい ろ組合とか、いろんな方と、また管理職の方とも、いろいろこの給料について 御相談されると思います。普通の行政の給料体系、士気が下がらない。逆に言 わせたら、僕はよその町から思ったら、一般職の方は士気が上がらなければな らないというふうに私は認識していますよ、このわたりを見れば。全然平群町 と3町違うんです。わたり早い。早いということは、それだけ昇給していく。 それで何で一般職の方が、私は士気下がるのか。それは下がらないと思う。逆 や。けれども、非常事態において、それも調査研究されてね、町長、また組合 さんと膝を交えて、腹割っていろんなことを御相談される時期に私は来てるよ うに思います。けれども、管理職の皆様、669万何がしのお金をこの9カ月、 減額していただくことに対して非常に申しわけなく私は思っております、正直 な話。月1万5、000円、平均といえども49人の管理職の生活給を減額す るわけでございます。ボーナスに反映しない、地域手当にも反映しない、これ は別の話として、本給がそんだけ、9カ月間、これはここの場所をおかりして ね、申しわけなく、私も議員として申しわけなく思っております。しかし、そ のためにも、住民にも理解をしてもらい、まして職員の士気も下がらないため にも、ひとついろんな各方面からですね、規則、条例、いろんな方面から他町 村の現状も見据えながら、まして平群町の財政も見据えながら、ひとつこのわ たり等についてですが、わたりだけじゃないんですよ。わたり等について、こ の12月まで組合さん、管理職の方と御協議していただく、調査研究もしてい ただくということを町長はどのように思っておられますか。

○議長

町長。

〇町 長

給与カットも長年やって、職員の皆さんに御協力いただいてまいりましたが、 今回の管理職の給与カットを最後に、今後は一切カットしないという方向で考 えております。今、議員からも御指摘がありました、また課長からも御説明申し上げましたように、この1年かけまして、12月末までかけましてですね、組合と協議を進めてまいります。そして、平群町に本当に適した、合った給与制度に改正していきたいというふうに思っております。議員の御指摘のとおり、いつまでもカットするものではないというふうに思っております。適正な給与制度に改正いたしまして、町民の皆さんにも、議会議員の皆さんにも、そしてまた、懸命に働いていただいております管理職職員の皆さんにも御理解いただけるような給与制度にしていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、総人件費につきましては、削減の努力を今後も続けていかなければならないと思っております、平群町財政の二十数%を占める総人件費につきましては、常に努力していかなければならない。給与制度とともにですね、組織の見直しも行っていきたいと思っております。そして、電子化によります事務の効率化、そして組織改正による事務・事業の効率化を進めていくことによりまして総人件費も削減していきたいというふうに思っております。まずはことし1年、あと9カ月でございますが、かけまして、組合と十分協議いたしまして、新しい給与制度に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ御理解賜りますようにお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2番

改革していただいて、調査研究もしていただいたら結構と思います。しかし一言、よその市町村に、わたりの場合、それを減退する、平群町が、組合員さんの昇給がよその市町に比べて遅くなる、そういうような改定だけはちょっとしていただかないように、ひとつお願いしたいなというふうに思います。ひとつ町長、そこで、管理職の給与カットはこれを最後にしたいということを本会議場で名言していただき、また今後もいろいろと調査研究していただくということで、組合とも膝を交えて話をしていただくということも言うていただいて、またその執行をひとつよろしくお願いを申し上げます。

結構です。

○議長

山田君。

○8 番

今、町長のほうからは、今後、カットをしない方針で考えていくというお話 もありまして、総人件費の抑制を努めていくと、この2点のお話があったんで すけども、それと、なかなか今までですね、給与形態についてはですね、平群町の職員の方、例えば管理職の方の年間の所得についてはですね、皆さんそれぞれが他の市町村の友人であったりですね、情報交換の中でね、いろんな矛盾も感じられてたという部分があったと思うんですよ。ラスパイレスが高くて、住民の方々からもいろいろと批判を受ける一方で、年間の総所得はラスパイレスの低い町村の職員のほうが高いとかいう、そういういろいろな給料形態の中でそういう矛盾もあったことだと思う。そのことで、単にラスパイレスということで批判、指摘をされていたというこれまでの経緯も含めてですね、それも含めての今後の見直し。町長の意図の中には、それで所得が下がってることを個々の年間の所得が下がることで給料の総人件費の抑制につながっていくので管理職の給与カットは今後しないということも含まれたお話だったのかなというふうにちょっと思ったんですけどもね。

そこでですね、それとは別にですね、1点お聞きしたいのはね、先ほど、2月8日に全職員が集まって一定の理解をしたということだったんですけど、いろんな意見が出たと思う。49名の管理職の方ですか、先ほど馬本議員のほうかもありましたけど、49名の方がおられると、それぞれ個々いろんな事情がある。皆さんが同じ事情ではない。それは職員の方も一緒なんです。同じ生活環境でもない。そういう意味ではいろんな意見も出たと思うんですけどね、何点かそういう意見、全員が同じ方向を本来であれば向いていくべきだと思うんですけどなかなか向けない。というのは、先ほどこれまでの経緯の説明もあったんですけど、ずっとカットされてきたわけですよ。まさに財政状況が崖っぷちだとおっしゃった平成19年からですね、今、崖っぷちなのかどうか。それは、個々のいろんな考え方によっては違うと思うんですけど、一定、黒字の財政状況になったと、そのことを踏まえたときにね、まだそれは将来展望としてですね、平群町財政、明るいものではございませんが、一定の状況、一定の給料形態についてもですね、理解というか、職員の理解を求めていかなければならない状況だと思うんですよ。

先ほど言いましたように、49名いれば、49名の事情がある。その中で、いろいろそれぞれがお考えになる。ただ、一丸になるためには、これまで慢性的に行われてきた給与カットではなくてですね、一旦白紙の状態に戻ってですね、本来、みんなで一緒の方向を向くように考えていかなければならない。それは、管理職が先行でカットして職員も一緒にやってくれというんではなく、職員も管理職も一定の理解を示しながらですね、進めていかなければならない。ところがですね、一般職にとってみるとですね、通常企業ではね、出世をしたい、管理職になっていきたい、これが本来、求められる姿勢なんですよ。そ

れと、企業は常に管理職になれる人材を求めていくわけでしょう。ところが、 今の給料形態では管理職になりたくないという方も出てくるのではないか。当 然、降格願いを出される方も出てくる。それでは企業は成り立っていかないと いう心配もあるわけですよ。そういう意味で、私がお聞きしたいのは、先ほど の一定の理解の中身に、それと、今後、そういった管理職になっていきたくな いという懸念については、職員がそういう思考、考えになっていくんではない かという懸念については、町としてはどのようにお考えですか。

○議長

町長。

○町 長

2月8日の管理職への説明の場合でございますけども、御意見が何件が出ましたけども、あくまでも意見として申し上げますということで伺っております。 反対はなかったと思っております。それは、組合ではないということから、管理職も遠慮されたのかなということも十分私自身はそう思っております。実態としては反対はございませんでした。

管理職の皆さん、これまで本当に協力していただいたということに対しまして、私のほうから常に感謝の言葉を申し上げて、それは管理職の気持ちを私がかわりに述べることはなかなかできませんけども、当事者ではございませんので。しかし、管理職の皆さんは自分の職責を全うすべく、本当に全力で職務に励んでいただいてるというふうに私自身は思っております。

若い職員が管理職になりたくないという方もおられるかもしれません。したがいまして、今後におきましてはですね、管理職だけカットするとか、あるいは職員全体の給料をカットするとかいうことは私はしないと、来年の1月からは新しい給与制度の構築に向けて取り組んでいくということでございます。

もちろん、職員の皆さんが管理職になって、平群町のために身を粉にして働きたいと思えるような職場にしていかなければならないと思っております。それに向かって邁進してまいりたいと思っております。

○議長

山田君。

○8 番

今、町長のほうからは、最後に職員の方も身を粉にして働いていただけるような環境をつくっていきたいといういいお言葉もあったんですけども、管理職のほうからは一定反対の意見は出ていない。現実的には、意見としては出ていなかったのだろうと思うんですが、先ほど言いましたかもわかりませんが、一般職職員組合に対してですね、町長が今、給与カットの申し入れをされている

ということを踏まえた上でですね、管理職というのは組合と交渉する立場というわけでですね、なかなかそういったことが言えなかったのだということを私自身は推測をします。それは人それぞれの考えだと思うんですが、そういう意味では、反対を言える立場になかったのではないかというふうに私は考えます。

最後に一言申し上げたいのは、先ほど総人件費の抑制という言葉もございました。私は以前、一般質問もさせていただいたこともあります。総人件費といいますと、臨時職員の方々も大変一生懸命、本町のためにも頑張っていただいてるんですが、士気を高めてですね、それぞれが今よりも120%の能力を発揮できるような職場づくり、それも大事なことであると思うんです。そのためには、やはり言葉はよくないですが、ニンジンという言葉でよく表現されますが、働くため、エネルギーを出すための燃料も必要だということは申し上げておきたいというふうに思います。

○議長

馬本君。

○ 1 2番

僕、思うねけどな、正直な話。地公法30条って何のためにあんねやろう。 今、るる町長の議論とかいろいろ議論聞いてると。地方公務員法は全体の奉仕 者。全体の奉仕者って誰や、住民の奉仕者でしょう。民間は営利を追求する株 式会社、営利を追求する。地方公務員の方は、住民の公共福祉向上等々につい て、全体の奉仕者である。これ、例えば平群町役場へ入所された。例えば、い ろいろ面接、論文等々、いろいろ聞かれたこともあると思うんです。僕はね、 まずその原点に戻らなあかんと。私たち議会議員は、この4年間、住民の信託 を受けて、4年間の代表として12名が出席させていただいておるわけです。

町長ね、今、働きやすい環境、公務員がって。その前に、前にですよ。平群町の職員に対して、30条の徹底を周知すべきやと私は思いますよ。これ、全国放送されてるわけや。情けない話や、おれにしたら。お金でものをするものちゃう。お金でものを追求するんやったら、はっきり言いますよ。株式会社や。営利を追求して、サラリーマンやったら、例えば実績を上げ、営業成績を上げ、昇給をしていくわけや。平群町も論文をついて級に上がるとかいろいろね、昇給の対応を規則に書いてますけども。僕ね、士気云々違うと思う。30条をもう1回見直してほしいなと、地方公務員法。そっちから、えらい失礼な話ですけども、平群町は始めるべきやなと、町職員の方は。それは生活給、よその市町村から比べて生活面がどんと劣っておれば、これはゆゆしき問題であります。先ほど言いましたように、私は一般職の方、聞いておられると思いますけども、わたり一つにしても、4町の中で断トツに早いじゃないですか。給料、生活給

を基本とするならばそういうことでしょう。そやから、町長、その点、ひとつここで御答弁はいただきませんけども、地方公務員法第30条だけ、新たに町職員全員の皆さんにひとつよろしくその旨をですね、伝えていただくことが、まず原点に戻っていただくことが大事と思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長

山口君。

○ 7 番

もう一言だけ。

人事院勧告、今回受けられたというのは、当然、人事院勧告の基本的な考え 方は正しいというふうに町当局も思われてやってるわけですよね。それは、じ ゃあ、なぜ今回上げるのか。人事院勧告はどういう形態で出されるかもちろん 御存じだと思いますけれども、民間との給料の差を埋めるためでしょう。一方 でそれを埋めて、一方でカットするということでしょう、今回の議案というの は。

だから、今、馬本議員から、公務員は全体の奉仕者、当然それはあります。 しかし、公務員も市民であります。労働者であります。無償で奉仕なんてできるわけないわけですから。ましてやマンパワーということになればね、職員が一番安心して働く環境になければですね、住民の福祉増進に寄与することはできないんですよ。それがね、5%カットしたからそれで全部できへんねんと言うつもりはないです。しかし、平群町の場合はもういつまでも続いてきたということもありますしね、管理職だけ何でやというのももちろんあります。それはどういう考えから出されてるのかわかりませんが、私は職員の中で分断されてるんだというふうに思いますよ。

もちろん、管理職の皆さんも給料が4%、6%カットされたから、それで仕事手抜くわと、そんなことはないと思いますよ。しかしね、人間である限り、さっき馬本議員が月1万5,000円、試算では多分そうなるんでしょうけども、その1万5,000円、1万5,000円分、じゃあ、手を抜くというと、金額では抜けないけども、気持ちとしてはどっかでね、そういうことだって起きるわけですよ。特に、例えばお子さんがいらっしゃる人だったらですね、大学生とか高校生といったら一番お金のかかる時期じゃないですか。私も経験ありますけれども、40代、50代のときはすごいお金かかりますから。そういう家庭も支えていかなければならない、また仕事は仕事で、管理職の場合は残業もつかずにですね、夜遅くまで、土日の出勤も多いじゃないですか。そんな中でのカットっていうのはね、私はどうかなというふうに、本当に強く思いま

す。だから、その辺も考えて、今回特に、人事院勧告そのもの、制度それを受け入れてるわけですから、そこの人事院勧告の立場から見ればね、やっぱり相反するものを出してるというのは矛盾でしょう。矛盾と思いませんか、経堂課長は。もう経堂課長ばっかりやから、副町長、どうですか、矛盾と思いませんか。

○議長

副町長。

○副町長

今、山口議員のほうから御質問ございました件につきまして、経緯につきましては、先ほど経堂課長のほうから答弁させていただいたとおり、給与カットにつきましては、一般職につきましては組合協議を申し入れをして協議していった経緯がございます。そして、給与制度全体につきましても、今後、何が適正かということも踏まえて協議、検討をしていくという、そういう中で、今回、この9カ月間につきましては管理職の給与カット分ということで提案させていただいております。ですので、これまでの答弁を踏まえた上でですね、御理解いただければと考えております。

以上です。

○議長

山口君。

○ 7 番

もう最後にします。

いや、僕はその、人事院勧告との整合性で矛盾じゃないんですかと言っている。今までのとちょっと聞き方が違うことで聞いたんですけれども、それには答えておられないと思うんですね。平群町だけじゃないですか、一方で値上げして一方で下げるというようなやり方をされるちゅうのはね。時間的な経過、条例が一つの条例ですから、さっきも言いましたようにいいですけれども、やっぱりそこはね、しっかりもうちょっと考えていただきたいなということはお願いしておきます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案と修正案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。本案と修正案、両方でございます。植田 君。

○ 6 番

本案には反対、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

今、いろいろ議論があったんですが、職員の給与が町の財政難を理由に、長年にわたって管理職手当も含めて減額をされてきました。いつまでも続けるべきではないという中で、今回限りだということなんですが、それでもやっぱり管理職だけに不利益を与える行為というのはいかがなものかと、行政の公平性の観点からも、やっぱりすべきでないというふうに私たちは考えています。

また、今回の、先ほど山口議員のほうからもありましたように、今年度の人事院勧告に基づいて、月例給とボーナスともに引き上げると。この人事院の勧告を公務員の、これは公務員の労働基本権の代償措置として、公務員に対して適正な給与を確保する機能を有するためのものであって、これは能率的な行政運営を維持する上での基盤だというふうに考えています。

そういう中で、今回の給与とボーナス、地域手当の改正は、この人事院の給与勧告制度を認めたことから行政側として出されてこられたもんだというふうに認識をしています。しかし、先ほどありましたように、一方で、管理職の給与カットということは、この人事院の給与勧告制度の趣旨を私たちは逸脱するものではないかというふうに考えることから、原案には反対、修正案に対して賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

私は、原案について賛成、修正案については反対をいたします。

先ほど議論の中で、町長は、今度、9カ月、管理職の4%、6%のカットは 最後にするということも明言をしていただきました。それと、いろいろ今後は 組合と12月までいろいろ協議もしていく、そしていろんな昇給等についても、 全体を検討して、また協議もしていくというふうな御答弁もいただきました。 非常に財政は将来、逼迫するでしょう、大変な時期に来ます。そうなれば、早 期健全化計画、奈良県では、ある町とある市が健全化団体にはなりましたけど、 もう完了したわけでございますが、そのようになれば、平群町の住民に対して 非常に悪影響を及ぼすような事態にもなります。また、管理職の方々について は、年間669万円という、49人の方に負担をして軽減をしていただく、給 料をカットしていただくということに対して、非常に申しわけなく思っており ますが、それは人事院勧告を私は尊重しますけども、その上に49人とお話をされて合意を得たという成果もございますので、私はより一層頑張っていただけるものと確信し、原案については人事院勧告を尊重する、また管理職の方々が減額に賛成の合意をしていただいたということで原案に賛成し、修正案には反対をいたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 4 番

私は、修正案に賛成の立場で討論させていただきますが、やはり人事院勧告はですね、このとおり、月例給も地域手当も期末手当も値上げと、これは理解できるんですね。先ほど、管理職のカットですね、先ほど言いましたように、管理職より高い組合員がいらっしゃる。これはですね、士気の上でもよくない。絶対そういうことはあってはよくない。それを少しでも縮めるためにもですね、やはりカットはやるべきじゃない。それが、669万という、2,000万、3,000万の金額だったらわかるんですけども、少額の金額ですので、私はそういうことは納得しかねる。今回ですね、人事院勧告と管理職のカットが同時に出てきたというのは、法案上は仕方ないにしても理解しがたいということで、修正案に賛成したいと思います。

○議長

髙幣君。

○ 9 番

いろいろと御議論なされまして、お聞きをいたしましたが、私は原案のほう を賛成、修正の動議については反対と、こういうことで申し上げたいんです。

基本的には、地方公務員ですか、官公庁の給与の話ばかりですから、私は私なりで一般企業のそういう問題をいろいろ考えてみたんですけれども、やり方があるんです、一般企業では。私が経験したところでは、年俸制の採用とか、これによって大きく企業の人件費が削減じゃなくて前進していったと思います。あるとき、何で給料下がるんやという話も出たことがあります。それから、何で今上がるんだと。これは、一般企業はどちらかと言えば景気動向とか、そういうものによって生ずるものであり、やむを得ないと思っておりました。私自身もそういう年俸の問題に関しても、確かに大きいです、そういう意味では。だから、景気動向と関係があるないは別にしまして、やはり公務員については人事院勧告の採用という言葉からも絶対的なことやと思いますが、ただラスパイレス、ラスパイレスという言葉が走ってしまうと、町民の皆さんは、ラスパイレス、ラスパイレスという言葉が走ってしまうと、町民の皆さんは、ラスパ

イレスというのは大きく理解をしないで、ただ高い、高いというふうなことだけで進んでいるケースも多いと思うんです。

ぐずぐず言っておりましても仕方がないんですが、今、平群町の町税収入はどんな方向に傾いているか、この辺も要するに考えなきゃならない。ましてや、人口の高齢化現象が進み、この本町が栄えた時代と言うんですか、人口がふえた時代は確かに40代から50代の町民の皆さん方が6,000か7,000の人口のところにプラスされて2万人強になってきたわけですから、こういうふうなことを考えて町税は上がってまいりましたけれども、現実は今、毎日毎日引っ越しの車が来る、そして出ていかれるとか、そういうふうな状態で、町税はこれ以上期待ができない町だと私は思います。そういう意味で、今回の修正案については、これはやはりもう一度町民の皆さんにも知っていただかなきゃならない問題ですけれども、私は反対をさせていただき、原案のほうを賛成と、こういうことでお願いをしたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結します。

これより議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

まず初めに、本案に対する山口君から提出された修正案について採決をいた します。本修正案について、賛成の方は挙手願います。

替成者举手

○議長

可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、議長は否決と裁決をいたします。

次に、原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

賛成者举手

○議長

可否同数であります。可否同数でありますので、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は可決と裁決いたします。よって、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関 する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第5号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

町長が4万4,000円ほど期末手当で上がる……。

「3万4,000円」の声あり

○ 4 番

3万4,000円でしょう、3万4,400円でしょう、上がるということなんですけども、人勧のとおりやれば。別に町長ですから、人勧どおりやらなくてもいいんじゃないかなと思うんですけども、大阪とかですね、そういうところでもやってないところはあるようなことを聞いてるんですけども、今、管理職のほうにですね、カットをお願いしてる。で、一番問題なのは、管理職は町長の指示で動いて、一生懸命やって赤字になってるわけですね。選択余地はですね、町長も、私は上げることは反対じゃないですよ。町長の気持ちとして、職員に対する気持ちとしてですね、町長はどのようにお考えになってるんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今回の改正はですね、先ほども議論があったと思いますが、いわゆる人事院

勧告はやっぱり本町としては尊重していくという観点からですね、特別職の職員の者についてもそれを尊重していくということで、カットとは別として考えているということで御答弁させていただきます。

○議長

森田君。

○ 4 番

私は、町長の気持ちをお尋ねしてるんですよね。私は、人事院勧告どおりやることについては、ほかの特別職のカットについては別に反対する気持ちもないわけなんですけれども、町長が今までですね、そういうことを常日ごろ、管理職並びに組合員の方にも、これから交渉すると、そういうことからすれば、姿勢としてですね、町長のお考えがどうかということをお聞きしてるわけです。

○議 長

町長。

○町 長

制度の変更ということで、職員につきましても、特別職、町長、副町長、教育長、町会議員の皆様につきましても、同じようにここのところはやっていくべきであると思っております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第5号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す る条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第6号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第14 議案第7号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第7号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。馬本君。

○ 1 2番

議員の期末手当でございますが、これについては、私は人事院勧告は尊重したいと思います。しかし、きょうテーブルに皆置いてますように、髙幣議員がこれの分母になります報酬の減額改正を今度、発議で出しておられますので、分母になる報酬は私は削減すべき。しかし、この人事院勧告は尊重すべきということで、私はその条件、一定の条件じゃないけども、そういうことを期待をし、賛成をいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第8号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

お昼の休憩に入りますが、髙幣議員ほか4名より、平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての発議が提出されました。この発議の取り扱いについて、議員運営委員会を開催をお願いいたしますので、午後1時30分まで休憩といたします。

(ブー)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

先ほど開催をいただきました議会運営委員会の結果の報告を求めます。議会 運営委員長、髙幣君。

○議会運営委員長 (髙幣幸生)

先ほど、休憩中に本議会運営委員会を開催いたしました。案件は、私、髙幣が発議の平群町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただきました。よって、本定例会の最終日に上程することにいたしました。

以上でございます。

○議長

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の最終日に上程することに異議 ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本定例会の最終日に上程することに決定をい たしました。

続きまして

日程第16 議案第9号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課今田主幹。

○福祉課主幹(今田良弘)

議案第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

中身ということではないんですが、きょう、今回の議会でこの条例の制定、 改正についてですね、全てにわたってその要旨と内容を、これまでなかったの を載せていただいている、これはこれで私も相当この間、もうちょっときちっとわかるような説明のものをということを言ってましたので、それはそれでいいんですけれどもね。ただね、文句ばっかり言って悪いんやけど、これでわかりますか。

ほんでね、この前、介護保険については運営協議会がありました。二十何日かな、金曜日、まだそんなにたってませんが。そこで出てるのがこういう資料出てるんですよ、この条例についてね。ほんでね、本来、私、斑鳩とかの例をよく出しますけれども、条例、特に国の法律が変わって条例が変わる。その場合、国がどういう趣旨でその法律を変えたのかと。それがどういう影響を住民とか利用者に与えるのかとか、そういうものも示した上で、ほんで平群町の条例をこういうふうに変えるというのをね、普通、誰が見てもと言ったらおかしいですけれども、わかるような資料を、この議場で、要するに本会議始まってからじゃなくてね、本来なら、事前にですね、提出議案の説明というのがあるんですよ。そこで議論するんじゃないですよ。町のほうとしてこういう議案を出すので、これはこうこう、こういう理由でこうだというのを一方的に説明するだけなんですけれども、そこに出してくる資料というのは、図とかですね、そういうものも含めて、当然、国からはいろんな図表なんかも来るわけでしよう。これなんかでも、多分、国とかが出してる。もちろん、ネットでいろいろ調べれば出てくるもんもありますからいいんですけどね。

ただ、前も言いましたように、平群町の場合、町村の場合、一応3日前、そ れ以前ということで、平群町の場合は土日挟みますから、5日、6日ぐらいは あるんですけれどもね、その期間でそんなん、議案たくさんあるときに全部調 べる、ましてや3月議会は新年度予算もあります。そういう中ではもうちょっ とね、資料として、ここまでやっていただいたのは私は前進だとは思うんです が、それをもうちょっとわかりやすく今後やっていただきたい。特に、介護保 険なんてなかなか、普通に聞いて、こういう表をもらってもなかなかわかりに くいんです。だからね、余計、やっぱりきちっと住民の皆さんにどういう影響 を与えるのかというのが一番議員としてはチェックしたり、また住民に知らせ る場合に必要になることですから、そこはね、今後、そういう形で出していた だきたいというふうに思うんです。これは、この議案だけじゃなくて、きょう ずっと見てて気がついてたんですけども、特に今の介護保険のこの説明で、こ ういう資料があるのに何でこれかなというふうに思ったもんですから、わざわ ざ聞いたんですが、その点について、これは多分、総務防災課の担当になるん だと思うんですが、その点、どうですかね。この中身とはちょっと違いますが、 これを出せなかった理由もあるんだったら、それも含めて質問とさせていただ きますけども、どうでしょう。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

議案の説明の資料と申しますか、前回の12月議会においてもですね、指摘をいただいたところでありましてですね、これにつきましては、概要ということで、今回新たな取り組みと言うんですかね、さしていただきまして、一部改正の概要ということでさしていただきました。

特に、国からのいわゆる改正、あるいは図解をもって改正、よくインターネットでも出ておりますけども、そこは山口議員の御指摘のとおりですね、我々も提案する以上はもう少しきめ細かくしていかなきゃならないというふうに反省をしておりますので、今後きちっと、どこまでできるか別にいたしましても、説明のできる範囲の資料を添付をしてきちっと説明責任を果たすということでは反省しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第9号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介 護予防サービスに係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課今田主幹。

○福祉課主幹(今田良弘)

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○ 6 番

さっきのとこもあれやってんけど、今、主幹のほうから説明あったように、 運営推進会議を開催するということ、新たに今回、町のほうで認可とか、それ から運営を見ていくというふうにね。その運営推進会議というのは、ちょっと 私、見損ねてるかもしれへんけど、その会議のメンバーというのはどういう形 で構成されてる、それ、書いてるとこありましたっけ。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹(今田良弘)

これ、先ほど説明しました指定地域密着型サービスの中に新旧対照表がございます。それのちょうど中ほどにある59条の17に当たります。地域との連携等というところでございます。メンバーにつきましては、利用者、利用者の家族、住民の代表、町の職員、それから包括支援センターの職員、それから地域密着型通所介護について知識を有する者と、こういうものをもって運営推進会議を開催するということになってございます。

○議長

植田君。

○ 6 番

そしたら、介護予防のほうも同じような体制でやるということで、そういう 理解でよろしいですね。

それと、申しわけないねんけど、今回のこの条例の対照表かな、かなり多いので、できたら通し番号振ってもうたほうがありがたいな、ぱっと見るときにね。やっぱりそのほうが見やすいので、ちょっとそれは、次回からこういうか

なり量のあるときには見やすいようにしていただけたらなと、それは要望としてお願いしておきます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

貴重な御指摘いただきまして、そのようにしてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長

福祉課今田主幹。

○福祉課主幹(今田良弘)

失礼しました。

先ほどの回答の中で、私、地域密着型サービスの資料を見ていましたが、予防の新旧対照表の2枚目の39条にも同じ文言が出ておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ

スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第11号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第11号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第11号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 平群町消防団員等公務災害補 償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第12号 平成27年度平群町一般会計補正予算(第5号) について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。窪君。

○10番

今回の平群町の一般会計補正予算、1億5,774万円の追加補正でありますが、今、御説明をいただきましたが、国の補正予算の交付金を活用しての予算計上が主なものだと拝察しますが、中でもちょっと何点かだけ確認をさせていただきたいと思います。

16ページですが、民生費の臨時福祉給付金事業であります。これは、低所 得の高齢者などに3万円を支給するという、今、マスコミ等々でもテレビでも 皆さんよく御存じで、住民の皆さんから私はいただけるのかと、こういうお声 もたくさんありますけれども、名称的には年金生活者等支援臨時福祉給付金と いうことで、国の補正予算に盛り込みまして、本町でも5,100万円ですか ね、それが計上されておりますけれども、これ、御存じのように、一億総活躍 社会実現に向けまして、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者にもア ベノミクスの成果を行き渡らせることで所得全体を底上げして景気を下支えし ようというものでありますが、またこの2017年、明年4月の消費税率10% への引き上げ時に、低年金者へ福祉的な措置として、最大月5,000円です ね、年6万円を支給する年間生活者支援給付金の前倒しという位置づけとも捉 えられておりますが、そこで御確認をしたいんですが、いろんな御批判も一部 ありますけれども、多くの皆さんから年金が大変低くて困ってるというお声を たくさんいただいておりますので、そういう観点から、本町として、この年金 生活者支援臨時福祉給付金に対する趣旨ですね、どのように受けとめられて計 上されているか、確認ですけれども。

それから2点目、給付対象者の範囲、そして3点目、支給時期、そして4点目、実施方法について、御説明をお願いしたいと思います。

○議長

福祉課松本主幹。

○福祉課主幹(松本光弘)

ただいま御質問いただきました窪議員への質問に対しましてお答えをさせて いただきたいと思います。

ただいま議員おっしゃっていただきましたように、今回の給付金の趣旨ということでございますが、一億総活躍社会の実現に向けてということで、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金を受給されている高齢者の方々に対しても、年金を含めた所得全体の底上げを図るため、社会保障・税一体改革の一環として実施をされるものでございます。先ほどおっしゃっていただきましたように、

平成28年度前半の個人消費の下支えを資するようということで、平群町におきましても、この事業を年度明け早々には実施を予定をしております。今申し上げましたのが趣旨ということでございます。

次に、対象者でございますが、これにつきましては、平成27年度、今年度に実施をいたしました臨時福祉給付金の対象者が基本になります。この対象者につきましては、平成27年1月1日現在に平群町に住所を置いておられる方で、かつ住民税非課税の方ということでございました。この方々のうち、平成28年度中に65歳以上になられる方ということで、本町におきましては1,700人を見込んでおりますが、この方々を対象に3万円を、1人頭3,00円を支給するというものでございます。

続きまして、支給時期についてでございますけれども、この支給時期につきましては、申請を平成28年4月の下旬に対象になられる方に申請書をそれぞれ各送付をいたしまして、5月2日から申請書のほうを受付をさせていただきたいというふうに考えております。先ほど趣旨の中でも申し上げましたように、平成28年度前半の個人消費の下支えになるということも含めまして、その28年5月から6月の頭にかけて支給を行ってまいりたいというふうに考えております。受付によりますけれども、順次、それぞれ支給、給付をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、実施方法でございますが、これも、臨時福祉給付金につきましては、 既にもう2カ年実施をしておりますけども、同じような方法で福祉課、もしく は特別な窓口などを設置をいたしまして、申請を受付させていただくというこ と、それと郵送でも申請は可能ですので、受付をさせていただいて、順次、遅 延のないように給付をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

国が補正予算でしても、前に早く低年金の皆さんに給付をしたいという思いでの分であります。また、1,700名ということは、平群町にとりまして大変多数でありますので、担当課の皆さんには本当に申請100%を目指していただいておりますが、なかなか書類の部分で、大変私も、書類が来ても、それがわかりにくいというお声もあるんです。大変難しい書き方の部分もありますので、できるだけわかりやすく皆さんに申請漏れのないように、申請しないと、これも受けることできませんので、大変お世話をおかけしますけれども、担当

課の皆さんにはどうかよろしくお願いしておきたいと思います。

これはもうこれで結構です。

それからですね、15ページですけれども、15ページの総務費、選挙費でありますが、電算委託料で64万8,000円が計上をしていただいております。提案理由でも、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿システム改修費の予算措置ということでありますけれども、これ、要は、この夏の参院選で18歳以上に選挙年齢が引き下げられることに備えて、新たに有権者になられる若い皆さんが転居によって投票できなくなることを防ぐというふうに、今回、公職選挙法が改正をされます。転居前の自治体に3カ月以上住んでいれば、旧住所での投票を認められることになるということで、今までは認められてなかったということですよね。全国で240万人の18歳、19歳がいらっしゃいますが、約7万人程度が、今まででありましたら投票できないおそれがあるということで、今回は、若い皆さんに投票していただくという思いで改正をされまして、平群からどちらか行かれたら、3カ月前ということで、平群でも投票できるという、そういう改正でありますが、まず1点目、本町での18歳、19歳の新有権者の方の人数をお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目でありますが、今、改正公職選挙法で、一つ改正するに当 たってのシステム改修だと思うんですが、あと主なものとして三つありますよ ね。市区町村内での有権者であれば誰でも投票できる共通投票所の設置。ショ ッピングセンターとか大きな駅とか、そういうところでも投票所を設けること が可能である。これは、LANが必要になってきますが。これと、それから期 日前投票所での投票時間を大幅に拡大ができるように、公職選挙法、改正にな りました。要は、今は午前8時半から午後8時までですが、改正によりまして、 開所が今より前後2時間延長するいうことで、午前6時半から午後10時まで、 投票所を設けて投票することが可能になりますけれども、これ、各自治体の判 断ということになるんですね。それとあとは、子どもを連れてでも投票しやす いという、そういう環境になるいうことで、これ、選挙管理委員会の問題には なるんですけれども、本町としても、やっぱり若い皆さん、また多くの皆さん に投票をよりしやすい環境に取り組んでいかなければならないと思うんです が、各、他の自治体でも18歳選挙制度に変わるに当たりましていろんな取り 組みをされていると思うんですが、本町としてどのようなこともお考えなのか をお尋ねしたいと思います。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

窪議員のほうからですね、何点か御質問いただいてますが、まずですね、1 点目の18歳の選挙権の年齢変更に伴いまして、今現在ですね、平成27年1 2月現在の数字でございますが、18歳の方は住基上で161名、19歳の方は169名ということで、合計330人の方が今現在、平群町におられるということになります。

それから、システムについてはですね、選挙直前に転居しても投票可能なということで、3カ月要件というのがございますので、それに対応できるシステムとして、今回補正をさせていただいたということであります。

それから、3番目にですね、町内で有権者であれば誰でも投票できるという、各自治体の判断で、例えば期日前投票と同様にですね、選挙当日にショッピングセンター等に投票所を設けるということでございますが、これは各投票所でオンラインを結んでの形になります。二重投票を防ぐ、これをすることによって二重投票を防ぐというところもあるわけでございますが、今のところですね、本町では14投票所は設けていると。それで、共通投票所を設置する場合は、必ず二重投票を防止するためのオンラインで結びですね、防止する必要がありますので、その費用、いわゆるシステムオンライン費用ですね、それが数百万から数千万と、いわゆる高額な費用がかかるということで伺っております。ですけどもですね、いわゆる投票率を上げていくには、投票所の利便性というのがやっぱり必要であるわけでございますので、できないという否定はしませんが、将来はやっぱりそういうふうに進めていくべきだろうなというふうには町としては考えているところであります。

それから、期日前投票の時間拡大というふうになります。大幅な拡大が今回、改正されました。現行が朝8時半から夜の8時まで、11時間半が現在でございますが、これは議員御指摘のようにですね、自治体の判断で延長できるというふうになってございますので、これは本町としての考えはですね、一つには、今回、夏に実施される参議院で16日間、期日前投票日があります。衆議院では11日間と。それでですね、その時間を、現在、6時半ということになればですね、いろいろ職員の朝の出勤、1時間前には出勤せなということで、5時半に出勤するということも考えられますし、その辺はですね、町の考えとしても、生駒郡に選挙管理委員会連合会というのが4町で組織しておりますので、そこの組織もあわせてですね、今後、議論がされていくだろうというふうに思っておりますので、そこでしっかり議論していきたいなと、検討もしていきたいなというふうに思っています。

それから、子ども連れで投票しやすくということで、現行はですね、やむを 得ない事由があるときは同伴ということでなっておりますが、改正では、18 歳未満の児童や生徒を連れてこれるという改正の内容でありますので、当然、 児童・生徒も一緒に連れてですね、投票できるというのでございますので、こ こは投票所の設営の問題があるかわかりませんが、そこはしっかりと設営もし てまいりたいなというふうに考えております。選挙管理委員会の答弁でなしに 本町としての考えということで御理解いただきたいと思います。

○議長

窪君。

○10番

ありがとうございます。

選挙管理委員会ですので。でも、やはり平群町として、投票をやっぱり、投票率向上をして、多くの皆さんにやっぱり政治に参画をしていただいて、また若い皆さんに、本当に若いお声を吸い上げることが、大変これから大事になってまいりますので、しっかりと、郡の選挙管理委員会のそういう会があるということですので、しっかり他の近隣自治体とも連携をとっていただきながら、平群町だけが遅れることのないように、ほかは遅くまで投票できるけれども平群町ではできなかったと、こういうお声のないようにだけ、しっかり今後、取り組みをお願いをしておきたいと思います。

○議長

植田君。

○ 6 番

少し聞いておきたいと思います。

13ページの財政調整基金へのふるさと基金の200万円、ふるさと納税ということなんですが、これ、件数どれぐらいであるのか。200万円は全部、ふるさと納税のお金でここへ積み立てたということなのか、そこら辺、少しお聞きをしたいのと、それとあわせて、昨年度の中でですね、他自治体へのふるさと納税が平群町のほうからされたと、平群町の住民がね、されてるという、そういう状況がどれぐらい発生してるのか、この点についてもあわせてちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

植田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、補正で、財調基金の積み立て200万ということで計上させていただきました。27年度の実績でございますが、2月の末現在ということでの押さえでございますが、件数といたしまして203件ございました。寄附の額とい

たしまして、226万円の寄附を頂戴しております。そういうことがございますので、200万円、今回、基金のほうに充当させていただいたというところでございます。

○議長

税務課長。

○稅務課長

平群町の納税者が他市町村へふるさと納税をされた方の件数についてですけども、今わかってる分、ワンストップ特例のみということで、確定申告された方は今されている途中ですので、特例でされた方については、件数で288件、117人の方が、約674万2,000円、これが今のわかっている現状でございます。

○議 長

植田君。

○ 6 番

16ページの扶助費のところですね、障害者福祉費、918万7,000円ということなんですけども、これ対象者がふえたということなのか、利用者の1人の利用件数がふえているのかということと、これの介護とそれから訓練という、この二つあるんですけれども、どちらのほうの比重が大きいのか。多分、介護のほうが大きいとは思うんですけども、そこをもう少し詳しくお聞きをしておきたいというのと、17ページの町外保育の委託料、これ193万。対象者の人数がふえたのであれば何人ふえて、この額になってるのか。この町外保育を選択されたというのは、町内のこども園が利用できなくて外へ出はったのか、それとも、保護者の仕事の関係で、通勤途上のところへ預けるほうが利便性としてはいいという、そういう形で選択をされたのか、そこら辺はどのようなことなのかもあわせてお聞きをしておきたいと思います。

○議長

福祉課乾主幹。

○福祉課主幹(乾 宏美)

1点目の障害者福祉費の扶助費のほうの御質問に答弁させていただきます。

1点目の増加の要因ですけれども、利用件数が伸びているものもありますし、 実件数が伸びているものもございます。

2点目の介護給付のほうと訓練等給付のほうの比重という御質問だったかと 思うんですけれども、そちらにつきましては、多い、少ないというか、比率で 言いますと、介護のほうが全体として多いのは多い状態にはなっているところ です。

○議長

福祉課松本主幹。

○福祉課主幹(松本光弘)

失礼します。続きまして、町外保育委託料についての御質問についてお答え申し上げます。

今回、増額をさせていただいておりますけれども、当初予算で町外保育を利用される方の見込みということで、年間16名を見込んでおりましたが、年度末になりまして19名の見込みをしておりまして、3名増員ということで上げております。その理由についてということでの御質問でございましたが、主には保護者都合であるというふうな認識をしております。その理由といたしましては、既に平群町に御住所を移されて転入してこられてる方がいらっしゃるんですが、卒園までは、今通ってる町外の保育園に通わせたいという御希望を持っておられる方がいらっしゃいましたので、引き続き、その園に入園するために町外保育委託ということでするケース。あと、町内のこども園について、年齢によっては入園がかなわなかったという方もいらっしゃいましたので、その方については、1名でございますが、町外の保育園のほうに通園されているという現状でございます。

以上です。

○議長

植田君。

○ 6 番

もう1点だけ。

20ページのここの保健衛生総務費のところで、産婦人科一次救急市町村負担金ということで、今回増額の補正が出てるんですけれども、この体制というんですかね、負担金の一つの、どういう中身でこの金額が決まるのかとか、あるいはここを使った件数が多かったらふえてくるのかとか、そこら辺の負担金の決定の内容と、それから、この一次救急というのがどういうシステムで今、回っているのかというのを、ちょっと少しそこら辺がわかれば御説明いただきたいんですが。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、産科一次救急の市町村の負担金でございますけども、当初予算で組ませてもらっていたときはですね、25年の1月1日から12月31日の実績に基づいてですね、積算をさせてもらってました。

それと、出生数とそれから患者数ですね、患者数も、25年4月から26年3月の産科一次の輪番の実績の数字をもとにしてですね、それと平群町の住基の人口で積算をさせてもらっている数字で、当初は38万1,000円の予算を組ましてもらってました。それで、今度、決算見込みとして示された数字がですね、26年の1月1日から12月31日の出生数、そして患者数も26年4月から27年9月の輪番実績、そして人口も27年4月1日現在の住基人口ということで決算見込みが出ております。それで、53万2,000円の計算になりましたので、15万1,000円が不足になったということでございます。それと、この案分率ですけども、当初ですね、市町村と県と半分ずつ持つというやり方です。それで、出生数の実績、そして患者数の実績ということで案分率が示されております。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

18ページですけれども、民生費の学童保育運営費ということで、備品49万7,000円ということで、先ほど提案理由でもありましたが、もう少しこの放課後児童クラブ勤務環境改善補助事業としてということでありますが、詳しい内容をもう少し御説明をいただきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

これにつきましては、歳入でも示してますけども、放課後児童クラブの勤務環境改善事業費ということで、国のほうで補正予算ができましたので、早速それを使ってということで、学童保育を運営していくに当たって、学童指導員を中心に、今現在、パソコンも何もない中で運営してるんですけども、この補助金を使って指導に生かしていただこうというふうな、そういう狙いで手を挙げております。

○議長

窪君。

○10番

ということは、パソコンを購入したということで、何台なんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今現在、4学童ありますんで、各学童に1台ずつ、4台ということでございます。

○議長

窪君。

○10番

それから、23ページですけれども、商工費の観光費で58万6,000円、機械器具購入費ということで、多言語対応タッチ型観光案内機器設置ということで、今回、こういう一般会計補正予算、こんな詳しい資料が出たの、久々かなと思うんですけれども、大変わかりやすくありがたいんですけれども、これ、昨日私もパソコンであけたんですが、なかなかこれが出てこなくて、iPadと書いてますので、観光案内ということはわかるんです。ここに、地図案内から、機能いっぱい書かれてますね。宿泊施設とか飲食店の情報とか書かれておりますが、これ、奈良県の補助事業で10分の10ということなんですけれども、また事業概要、県が指定する多言語対応のiPadということですので、iPadって割と小さなものだと思うんですが、どのような、こういう備えつけのものなのか、こういう小さなものなのか、わかる範囲で。それと、多言語ということですので、何語が入るのかわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

多言語タッチパネルの機種ということで、今回は県のほうで指定ということで、i Padのみということになっております。どういったものということで、個体のみではなく、施設に設置できるスタンドもつけて、なおかつ、アプリにつきましては、県のほうで開発していただいておりますのをインストールしたものを設置するということになっております。

「言語」の声あり

○観光産業課長

すみません。

言語、多言語の種類についてですけれども、英語と中国語、韓国語とフランス語、4カ国語ということになっております。

○議長

窪君。

○10番

これ、補正予算ですから、早急に可決したら導入されるんでしょうけれども、これがあるということがわかるようにだけ、こういうものが置いてあるということがわかるようにね、していただきたいなと思うんです。6カ所に置かれますよね。こういういいものを、いろんなお客様をおもてなしという感覚でこういうのが置かれるいうことですので、そこに備えつけてるいうことがわかるようにしていただきたいなと思うんですね。

ちょっと余談ですけれども、道の駅の駐車場に電気自動車の充電器ありますよね。あれも、なかなかわかりにくいところに、いろんな御事情あると思うんですけれども、なかなかわかりにくいところに置かれてるなと思うんですね。せっかく、いろんな事情があるのはわかるんですよ。でも、こういうのを設置したら道の駅のところにね、こういうものが、ステッカーでもいいですのでね、設置をしてるということがわかりやすいような周知方法をとっていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

今回、一応外国人の方に快適に奈良県を周遊していただくということで、県が実施しておる事業でございます。県のほうとも相談しなければなりませんが、そういった周知の方法、県独自でまた考えているのか、統一的なものがあるのかというのは確認する必要がありますけれども、外国人の方にわかってもらえるような周知というのはとっていきたい、設置しておりますよということではとっていきたいというふうに考えます。

○議長

窪君。

〇 1 0 番

よく、いろんな地図にですね、こういう施設があるとかいうのを地図でわかるものってありますよね。そういうことも考えられてるんでしょうかね。この設置場所の。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

ちょっと、多分恐らく、今、年度末、1月の末にこの事業の決定がされたというところでございます。それと同時に、多分アプリも開発されているという ことで、地図情報にどこの市町村がというところまで入っているかどうか、ち よっと確認できておりませんけれども、今後、アプリの更新については県のほうでやっていただけるということですので、そういった要望はしてまいりたいと考えております。

○議長

森田君。

○ 4 番

今のことですけども、今、ここの施設に何人ぐらい外国人の方、現在お見えになってるんですか。私が見る限りですね、ほとんどお見えになってない。外国の方はですね、自身のスマホでですね、全部アクセスしてると。もう一つ、これ、IRコードでもつけばですね、もっと立派に出るんでしょうけども、今、悪いんですけども、四国八十八ヶ所も、外人が全部スマホ持ってですね、歩くんですよ。歩くんですよ、熊野古道も、我々が地図見て歩くより正確に歩くんですよ。そんな対応は本当にできるんかなというのが。ほんでこれね、差し上げるんですか、これ。管理はどうするんですか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、外国人の方が訪れているのかどうかという御質問だったと思います。 こちらのほうで把握している外国人の訪問者、信貴山地区のみなんですけれど も、宿泊者数で、前年度ですけれども、約1,000人の方が宿泊されてると いうことで聞き及んでおります。

また、iPadの機器の所有なんですけれども、町が補助金を出して購入しということで、市町村の管理ということになって平群町のもので、施設に設置してもらうというような形態となっております。

○議長

森田君。

○ 4 番

県の補助事業ですから、やられたらいいと思うんですけどね、盗難のこともあるしですね、誰の責任かということもあるというふうに思うんですけど、その辺はきっちり詰めていただきたいというふうに思うんですけども、それはお願いごとでございます。

繰越明許費のところにですね、ある日突然、(仮称) 平群町文化センター・図書館基本計画策定業務470万、これ、以前ありましたかね。補正でも出てましたかね。どっかの予算の流用じゃないかなと思うんですけども、先ほどの予算の流用であればですね、防災拠点のやつはきっちり表現されてるんですけど

も、今回これ、どのようになってるんでしょうか。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいま、文化センターの基本計画の予算の件でございますけども、この基本計画の策定業務470万円ということでございますけども、この予算につきましては、昨年の12月に予算流用により確保しているものでございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

補正予算に上がってるんでしょうか。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

補正予算ではなく、予算の流用により措置をしておるものでございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

それやったら、きっちり説明しないといけないじゃないですか。そんなんおかしいじゃないですか、議員に聞かなかったら答えない。町長、そんな姿勢でいいんですか。あなたたちは、常日ごろ、透明性な町政を目指してるんでしょう、町長。説明責任を果たす町政を目指してるんでしょう。こんなんおかしいじゃないですか。町長、どうですか。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

文化センター基本計画策定業務の予算の流用の件でございますけども、文化センター建設に関しましてはですね、昨年の10月29日に議会の全員協議会におきまして、建設に向けた取り組みの背景でありますとか、町内公共施設の現状と課題、文化センターの整備の方針とか建設規模、整備手法などにつきまして、町の基本的な考え方をお示しして、あわせて概算事業費と今後の財政見通しについても説明をさせていただいたところでございます。

本計画の策定業務は、今後の取り組みといたしまして、議会とか住民の皆様と十分な議論を進めていくための検討資料として実施するものでございます。 それで、この検討業務を議会のほうに説明がなかったということで御指摘いた だきましたけれども、その点については反省すべきところではございますけども、決して議会のほうに隠すとか、そういう意図があったわけではなくてですね、早い段階でこの計画業務策定に取りかかると、そういう意味合いで予算流用をしたものでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

それはあかんでしょう。12月の全協の説明とは全く関係ないじゃないですか。全協の説明したから、じゃあ予算流用したのを後から報告でええと言うんですか。全協なんて、そこへ議員に早目に説明するというだけの話でしょう。そこで一定の議論はするけれども、その議論の中身なんて議事録も何もないんですよ、基本的に。何の公式なあれもないんですよ。了解にも何もならんのですよ、そこで。そこで質問が一切なかったとしたって、議員一人一人が了解したということじゃないんですよ。そんな勝手なことしたらあかんじゃないですか。住民に隠してるのと一緒でしょう。何で今度の補正に上げないんですか、それやったら。それなら全然話わかるんですよ。上げておいても、別に誰も反対とか、意見は言えるけども、ここへぱっと出したら、これ、普通に見てたら、補正予算にないわけやから、ここに載ってるから、じゃあ、前の当初予算から後のずっとこの間の12月までの予算計上でどっかで計上してんのかなというふうに、普通、思うじゃないですか。森田さんみたいにきちっと見てはる、僕なんか全然わからんかったからね。前に上がってるもんやと思ってましたよ、これ見て。

そりゃ、あそこまで町長が対外的に文化センター、図書館ばっかり言ってるんだから、それはどっかで上げてたんだろうと思ったんですけど、全然上げてなくって12月で流用しましたって、そんな話ないでしょう。予備費じゃないから、じゃあ報告もせんでええっちゅうわけか。副町長が毎議会ごとに予備費については報告されるけれども、金額の大きい少ないじゃなくって、今後、なお27億5,000万も使う事業のしょっぱなじゃないですか。460万円の問題じゃないんですよ。それは訂正してください。ほかの審議できないでしょう、そんなん。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

この基本計画業務策定の件でございますけども、たしか12月議会において も議員のほうから文化センターの進捗状況についてというような御質問をいた だいたかと思っております。その中でも申し上げたところでございますけども、この基本計画業務を策定することによって、今後、議会とか住民の皆様と議論を進めていくための業務として準備を進めているということで説明をさせていただいたところでございますので、そういった意味も含めて12月に予算流用をしたと、そういう経緯でございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

あのね、策定するのはあかんとか、そんな話してるんじゃないですよ。そんなこと、誰も言ってないじゃないですか。ただ、その事業に賛成するか反対するかは別ですよ。町が策定事業するんだったら、その事業を堂々と上げればいいじゃないですか、補正予算に。もう来年度、しないとだめなんでしょう、新年度でしないと。町長の計画で言えばですよ。僕らに言わせれば、別にそんな慌てることもないでしょう。新年度予算で5億も穴あいてるんですから、単年度だけで見れば。文化センター、そんなすぐ、予定どおりできるかどうかわかんないじゃないですか。1年ずれたって別に、それは国との関係いろいろおっしゃるけれども、国もいつもそうじゃないですか。ここまでって決まってたって、全国1,700自治体がね、全部一気にできるわけないから、いつも二、三年遅れていくじゃないですか、どんどんどん。幅を持ってるじゃないですか、国だって。何で、じゃあこんなどさくさみたいなやり方でやるのかというのが、そこが不審を生むわけですよ。

それに、反省ないじゃないですか、今の話やったら。議会には説明してるって言い方してるじゃないですか、今。町長、それでいいんですか。悪い言葉で言えば、だまし討ちじゃないですか、そんなん。こそっと載してるんじゃないですか、ここへ。堂々と予算出せばいいじゃないですか。何で流用するんですか、470万。

○議長

はい、町長。

○町 長

これまでも、全協とか12月議会におきましてね、皆さん方から、こんなんじゃわからんじゃないかという御提言がございました。それはごもっともなことで。したがいまして、町としては、たたき台のものをつくらなければ我々としても議論が始まりませんので。ただ、補正予算でやらなかったということに対して御不満であるということにつきましては……。

〇町 長

おっしゃるとおりかなと思います。早急にこの基本計画を立てて皆様方の前にお示しして、それから議論が始まるということで、急遽流用するということに決めたわけでございます。それ以上のものでもそれ以下のものでもございません。

○議長

山口君。

○ 7 番

12月議会で流用しなくても、今回の補正に載しても間に合うじゃないです か。どっちみち新年度に送るわけですから。何でじゃあ今度の補正で堂々と出 さんかったんですか。3月議会で、次、もう5月になるから間に合わないと言 うんなら、まだ別ですよ。12月だったら、まだ3月あるじゃないですか。実 際に事業するのは28年度になるわけだから、これ、そうでしょう、そういう ことでしょう、これ。これ、何で12月にそれ、流用せなあかんのですか。理 由立たないじゃないですか。私は中身をつくるのが、それに対してどうのこう の言ってるわけじゃないんですよ。堂々とその件も含めて、今回のところに何 で予算として出さないんですかと言ってるんですよ。そこがおかしいでしょう。 平群町はそういうやり方するわけ。流用なんて、よっぽどのことないとやった らあかんわけでしょう。緊急に金が足りなくなって。おかしいじゃないですか。 今度だって、足らず米1,600万。だってこれ、400万あったって2, 000万でしょう。今の基金から言えば、2,000万、ここへ別に足らんよ うになったって何も関係ないじゃないですか。予算組めないわけじゃないでし ょう。何でそんな財政運営するかな。いや、そこを言うてる。町長が今言って るのは全然違うんです。中身について文句あんねやったら、そんなこと言って ないんです。今、中身なんかまだ出てないんだから。その中身をつくる予算を 何で流用で上げるんだって言ってる、ただそれだけのことですよ。僕はね。中

だって、3月議会で上げたって十分間に合ってんのに何でそんなことするんだって、誰だって思うじゃないですか。説明できないでしょう、そんなん。もうきょうは反省ばっかりか。大浦課長、どうなん。

身云々よりもっと深刻やと思いますよ、そんなやり方するのは。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、山口議員の御指摘でございますが、ちょっと時系列で御説明申し上げた いというふうに思います。

まず、この今回、繰越明許費で上げさせていただいております470万円につきましては流用ということで、この科目で予算の措置をしたというところでございます。同一科目、いわゆる企画費の中の予算で措置をしたわけでございますので、同一科目内での流用ということで、特に自治法上であるとか、法的な問題というものではまずなかったのかなということでございます。ただ、方法的に問題がなければよいのかという議論ではないというふうにはまず承知しております。

その上で、12月に流用ということでさせていただきました。それにつきましては、先ほど担当参事のほうから申し上げましたように、全員協議会の中で文化センターの建設に向けての御説明申し上げたところでございます。そういった中で、今後、文化センター建設に当たって具体的な、俗に言う、絵を描くというふうな作業も必要になってまいりますということがまず明らかになったところでございます。その当時の、その時点での事務作業でございますが、一刻も早くそういった、ある程度きっちりと説明ができるようなものを具現化をしていく必要があろうということで、科目の中から予算をかき集めて流用ということで予算措置をしたわけでございます。

その後、速やかに業務等の発注ができればよかったんですけども、ちょっと そこでいろいろと他の財政出動も含めて、いろいろとその予算措置なり、また 全体的な文化センターの計画も含めて庁内でいろいろと協議するところがござ いましたので、まだこの基本計画業務の、俗に言う発注にまでは至っていない ようなところでございます。

今から思いましたら、もう少し時間があればというふうなとこやったんですけども、その12月の時点では、早い時期にこの業務について着手したいというふうな思いがございましたので、既存財源をもってこの費用に充てたというのが経過でございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

僕は、なお悪いと思いますよ。私、はっきり言いますけども、この間、財政が大変だ、大変だ、町長ももちろんおっしゃってるし、みんな多くの人が言ってるわけだけれども、私は全体的にね、平成19年、20年度に比べれば、それはそうです。ただ、今度の予算、それから清掃センターのダイオキシン問題、さらに町の財政シミュレーション、そういうものを見ていけばね、29年、3

0年で文化センター、図書館なんてつくるべきでない。必要なのはわかります。 時期の問題も考えるべきだというのは、私ずっと思ってます。そういうことで あれば、例えば12月の議会にですよ、その流用の四百何十万か出てて、その ことによって28年に基本設計つくって、29年、30年で工事するんだと言 ったら、私は反対します。それだったら反対できないじゃないですか、さっき のそれ、流用だったら。後から流用してたんなら。

ましてや、もう既にことし、設計発注しようと思ってたというわけでしょう。 余計悪いじゃないですか。ほんで理由が、全協で説明して議会に理解を得たっ て、こういう言いわけですか。全協は理解を得るところじゃないでしょう。町 の考えてることを説明するだけでしょう。それに対して、議員はそれぞれ、そ こからいろいろ、そのとき質問した内容とか答弁とか聞いて予算措置されたり、 条例なら条例として議案として出てきたりしたときに賛成、反対するんじゃないですか。そんなん、要するに、議会の議決が必要なものをですね、必要ない ようにしてるんじゃないですか。専決処分と一緒のようなことやってるわけじゃないですか。

流用できるからと言ったって、何ぼでも流用してええっちゅうもんじゃないでしょう。ましてや、さっきも言ったように、最終的には27億5,000万の事業ですよ、27億5,000万の。それのとっかかりですよ。27億5,000万というのは町が出してる金額ですよ。だから、そこを言ってるんですよ。もうこれ以上何言ったって、もう流用しちゃったという話ですからね。

「してないんちゃう」の声あり

○7 番

いや、もうしてんねやん。12月に流用してあんねや、もうだから。もう補 正予算上はこっち行ってるわけ。ほんで、私たちがもらっている当初予算、ほ んで何回かの補正予算、全部見たって出てこない。最終的に決算で出てくるっ て、こういうことでしょう。そういうことですよ、町長。住民の目には一切触 れてない。そら、議員の目にも触れてないんだもん。そういうことですよ。何 か反論があるんですか。

○議長

はい、町長。

〇町 長

文化センター・図書館につきましては、構想段階で、もう少し具体的なもの を目で見える形にして、そして議会の皆さんにもお示しし、町民の皆さんにも お示しし、是々非々も含めてですね、そこから議論が始まるわけでございます。 27億5,000万というのは当初の、昨年、全員協議会でお示ししたかもしれませんが、事態は刻々と変わってきております、おっしゃるように。したがいまして、やるかやらんかも含めて、あるいは規模も含めて、総額も含めて、どうすればこれが実現できるかと。身の丈に合った文化センター・図書館ができるのか、またいつできるのかも含めてですね、総合的に検討するためには材料がなければできませんので、それで昨年12月ですか、予算流用して、平群町としてどんなものがいいかと、町としてどんなものがいいかと、まずそれをつくった上で、そこから議論を始めると、そういうことでございます。別に隠したわけでもございませんし、隠すつもりもございません。皆さんに、みんなの前で広く議論ができる材料、何もなければ何も議論も始まりませんので、そのために、その流用したことがいいか悪いかは、それぞれ議員の皆さん、御判断いただければよろしいことでございますけども、そういうことでございますので、ひとつ御理解いただきますように。是々非々も含めて、これから議論が始まるということでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

もう平行線ですわ。あのね、町長ね、そんなこと言ってない。議論するのは いいんです。ただね、もともと当初24億、次に36億でしたか。ほんで、も うちょっと具体化されて27億5、000万って中身については出てきて、も ちろんそれは職員の中で、大体これまでのいろんなほかの自治体の例も見てこ れぐらいだろうと、それはそれでいいじゃないですか。それをもっときちっと したものを住民に示したいから、それをつくるのもいいです。いいんですけど も、それなら堂々と補正予算で出したらいいじゃないですかと言ってる。何で 流用してやってるんですかと言ってる。審議できないでしょうと言ってる。私 はだから、例えばさっき言ったように、12月議会に例えば出てればですよ、 町長のこれまでのいろんな出してるビラとかですね、ブログとかで見ればです ね、29年、30年、それからシミュレーションもそうです。29年、30年 につくるって住民に知らせていってるわけじゃないですか、一番早ければです よ、絶対とは言ってないと思いますけど。ということは、28年に詳細設計つ くらんとできへんねんからこの金が要るって、そういう話になったときにです よ、賛成、反対は別にして、意見として当然ですね、そんなに急がんでもええ やないですかという意見だって出てくるわけじゃないですか。もう1年後でも いいんだったら、これ出さずに来年でもいいじゃないですかという話もできた わけでしょう、議論もできたわけでしょう。その議論の場も奪ってるわけじゃないですか。

今になってね、これ明らかになって、いや、私は何も絶対、早く住民に知らせたいからこういうものというふうにおっしゃるけれども、それは今言われてるだけの話で、本来なら、そういう流用する前にちゃんと予算計上したときにですね、そういう議論をすべきなんです。私が要するに、そんな急いでやる必要ないじゃないかと例えば言ったとすればですね、いや、工事そのものは遅れるかもわからんけども、住民の皆さんにはちゃんとした設計図を見せたいんだと。だからこの予算は、470万は必要なんだと、こうおっしゃったらいいわけじゃないですか。私はそんなこと言ってるんじゃない。だから、その議論もできないようにしたのをどうしてですか、そんなんでいいんですかと言ってるわけじゃないですか。

いつも反省はするけれどもやね、今回大分、以前言ったことをやってくれてる資料には一定なってますけどね、ほんだらこんな大きい問題がぽっと出てくるという、これはもう絶対だめですよ。もうわかりました。もうこれ以上言うたって、もう流用しちゃったんやから、もうしちゃってるわけですからね。ほんで、別に法的には問題ないわね。ただ、今、町長おっしゃったように、住民に早く中身を知らせたいだけで、29年、30年、絶対にやるためにやったんじゃないということでよろしいですか。まずそれを一つだけ確認、先しときますわ。

○議長

町長。

〇町 長

そのとおりでございまして、なかなか今の状況ですと、そう簡単には実施に移すことは難しいやろうなと。ただ、議論はね、どんどんしていって、あればあるほど中身のいいものができるかもしれませんのでね、そういうことでございます。ですから、29年、30年に絶対やるなんてことは、相当難しくなってるなというのは当然のことであります。

○議長

山口君。

○ 7 番

そしたら、もう大浦課長にはよう言っておきますけど、今後こういうことね、 それは、ちょっとした流用ってのは、それはいろいろあるかもわかんないです けれども、やっぱり、後々大きい、そういう住民の生活、また町の財政全体に かかわるような、後々ですよ、そういう問題について、こういうやり方っての はやっぱりね、もう口先の反省じゃなくってね、本当に反省してもらってね、 改善していただきたいということはお願いしておきますし、それはちょっと後 で答弁ください。

ついでにもう一つだけ質問しておきます。

今回1,600万、基金、歳入不足、歳出超過になってるわけですけれども、 これ、今度の補正予算全体で言えば何がそうなったのか、大きいものだけで説明してもらえますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、先ほどの流用の件でございます。山口議員の御指摘賜ったところでございますが、ちょっと、今回の流用につきましては、かなり我々も拙速に事務処理を行ったかなというところはございます。そういうところも含めて、今後、大きな金額の、本来、流用というのは金額の過多ではないと思いますが、やはり大きな金額の流用につきましては慎重に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それとあと、二つ目の御質問でございますが、今回、財調基金のほうから 1,600万1,000円ということで取り崩しをしておるところでございます。何が一番大きいのかという部分でございますが、当然、事業予算についてはそれぞれ歳入の中等でも一定の、全て歳出に見合ったものかと言えば、一般財源等の持ち出し等もございますが、ざっくりしたところでございましたら、この本日の資料で御説明申し上げました人件費補正の中で、負担金でございますが、人件費と、並びに負担金との精査というところで、3,166万7,000円の一般財源を、あくまでこれも人件費、負担金でございますので、裏負担のあるようなものではございませんが、そういった部分で支出をしております。それが一番、直接、基金の繰り出しに結びついた要因であったかなというふうには分析をしているところでございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

先ほどの文化センターの問題では、これは本当に私は問題だと思います。こんなことしてるとですね、何でもできるように私はなるように思います。

それとですね、この業務を発注されてるということなんですけれども……。

「まだしてない」の声あり

○ 4 番

してないの。わかった、わかった、ごめんなさい、ほんなら結構です。ほんなら、次行きます。

繰越明許費の都市計画費、駅周辺整備事業、1億4,000万のことと、それとですね、これのところで、今回、財源変更が出てますね。国県の支出金から地方債に変わってますね。これは非常に問題だと思うんですよね。何か理由があるんでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問でございます。

財源変更の部分につきまして、財政のほうから御説明を申し上げたいという ふうに思います。

今回、補正予算の中で、財源の内訳変更ということで措置をさせていただいております。歳入予算の中では国庫補助金の減額並びに町債の増額ということでございます。基本的には、いろいろ事業の進捗につきましてはまた御説明申し上げるところでございますが、端的に申し上げましたら、当初、国庫事業費を当て込んでおりました事業に対して、その事業に対する国庫補助金が満額交付を受けれなかったというのがございます。その分を何らかの形での財源手当というところで、町債によりまして、いわゆる起債によりまして財源手当をしたというところでございます。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

それでは、1億4,000万、明許の関係でございます。

平成27年度の当初予算が2億5,000万でございました。内示が1億8,295万2,000円ということでございます。そのうち、7,457万ほどを執行いたしまして、都市再生で1億838万2,000円というのが次年度に繰り越しということになってまいります。

町の補助金でございます。当初予算 5 億円でございましたけども、流用をいたしまして 1 億 7 , 5 9 3 万 6 , 0 0 0 円でございます。そのうち、執行が 1 億 5 , 7 3 2 万ということで、合わせまして 1 億 3 , 3 3 8 万 2 , 0 0 0 円の次年度へ繰り越しというのが内容でございます。

ちなみに、都市再生につきましては、移転補償費が1件、工事で5件、調査

設計で1件という内容になってございます。補助金の執行につきましては、使 用収益に伴う損失補償が31件、それから工事9件、調整池10件と。うち、 繰り越している全額の内容になってございます。

以上です。

○議長

森田君。

○ 4 番

非常にわかりにくい科目ですけども、一番簡単なことは、私聞いてるのは、 国からの補助金が町債に変わってるわけじゃないですか。それは、採択されな かった理由があるんでしょうと言うんです。理由があって、これが町の負担に なってて、先般の駅周辺特別委員会の、これの財源内訳はそのとおりになって るんですか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

これは国の内示でございますので、国のほうからの全額でございます。その分を、今、森田議員がおっしゃっていただきましたように、町の補助金のほうで執行しているという状況でございます。それにつきましては、資金に合わせまして、減額になった分につきましては、28年度予算要望という状況でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

わかりました。特別委員会のこの資料は、こういうものを加味してやっていると。それと、今言うたように、財源変更になった分については、また来年度申請してですね、そのものを取り返すと、町の負担を少なくするという理解でよろしいですか。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

そういう理解で結構です。

○議長

森田君。

○ 4 番

その件はもう結構です。

先ほど、14ページ、負担金のところ、下のほうの19番、負担金補助及び 交付金ですけれども、これ、何か機構に負担するということで、負担根拠だけ ちょっとお示しいただけませんか。

○議 長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼します。森田議員さんの御質問に対して回答させていただきます。

この分はですね、個人番号カードの通知の委託をしておりまして、個人番号カードの支払いですね、郵便局にお支払いとかする部分の負担金でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

そうじゃなくて、負担金ということが、1件幾らとかですね、そういうこと でお支払いしてるんじゃないですかというお尋ねしてるんですけども。

○議長

住民生活課参事。

○住民生活課参事

失礼します。

大体、1件に対しましてですね、410円ぐらいの簡易書留で、本人通知とかで送らせていただく予定なんですけど、まだこの部分は大まかな件数がまだ 具体的には出ておりませんが、約、そういう件数で出させてもらってます。

○議長

森田君。

○ 4 番

21ページのし尿処理費、減額になって非常にありがたいことなんですけど、 減額理由をですね、具体的にどういう内容でどういう減額をしたかというのは 御説明なかったように思うんですけれども。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ただいまの森田議員の御質問でございます。

この分につきましては、当初予定しておりました緑ケ丘のコミプラの分ですね、その部分が今年度に実施できないという見込みが立ちましたんで、この分を減額させていただいております。

○議長

森田君。

○ 4 番

ありがたいですね。来年度、単価下がるわけですね、これ。非常にありがたい。逆に言えばありがたい結果だと思うんですけども。

それとですね、ここには書いてないんですけど、プレミアム商品券、12月末に終わってますね。もうあれは、結果何も報告もないんですけども、普通、大体ああいうものはですね、全額消費ということはまず考えられないと思うんですけど、その辺はおつかみになってるんでしょうか。上がってないから聞いてんねんやんか。

「執行率」の声あり

○議長

森田君。

○ 4 番

執行率言うてんねんけど、そうじゃなくて、当然、100%やったらそれで 結構なんですよ。私は何も言わないんですけれども、一般的に減額あるんちゃ うかということを言うてるわけですやんか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

すみません。プレミアム商品券の件です。こちらのほうにつきましては、商工会へ補助金ということで、もう既に全額執行しております。ただ、精算という事務がまだ残っておりまして、具体的な数字については出ておりません。結果、精算の中で戻入という形になるかどうかわかりませんけれども、金額を整理するということでございます。

○議長

ほか、ございませんか。山口君。

〇 7 番

議長、ちょっともう時間が時間で、休憩ちょっとしてもらえませんか。私、 まだ大分質問が残ってます。

○議長

そしたら、4時まで休憩をいたします。

(ブー)

再 開 (午後 4時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

ここで時間延長、午後7時までといたします。はい、山口君。

○ 7 番

幾つか質問さしていただきます。

一つは、加速化交付金、今回、5,409万1,000円ですね。これは、 上限というのは決まってるんですか。国は、全体で1,000億ということで したけれども、平群町の場合はここまでというふうに決まってるのかどうか。 それと、今回2件だけということで、コミバスの新年度予算と、それから子

それと、今回2件だけということで、コミバスの新年度予算と、それから子どもの読書活動の関連の事業費という計上なんですけれどもね、もちろん、まだ交付決定はされてないと思うんですが、交付決定されなかった場合は、じゃあどうするのか、その点もあわせてお答えいただけますでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

加速化交付金でございます。本町におきまして、今回補正の中で、2事業3科目について、5,409万1,000円の事業費を上げさせていただいております。交付額のおおむねの上限ということでございますが、1市町村当たり4,000万から8,000万というのが一つの上限というふうになってございます。今回の場合、平群町の場合、5,400万ということですので、その枠の中ということで申請をさせていただいたわけでございます。

2点目でございますが、仮に、今現在、申請中というところでございますが、仮に補助金が、交付金がつかなかったらというところでございます。これも、なるべく補助金がつくように、鋭意努力しておるところでございますが、最悪、交付金が受けれなかった場合は、当然、この事業については、それぞれ平群町の地方創生の上で必要な事業でございますので、単独費をもってそれに充当するというふうな、いわゆる財源それ自身に単独費を充てて実施をしていくというふうになろうというふうに考えております。

○議長

山口君。

○ 7 番

決定がいつ出るのかちょっとわかりませんが、例えば、じゃあ、コミバス事業でね、4月からこの予算ということに基本的にはなるわけですよね。じゃあ交付決定が3月中に例えばあってですね、うまくいかなったということになれば、補正組めるのは5月が最初になるんかな、5月の臨時議会が最初になるんですけれども、それまでは、じゃあ、専決で予算組んでやるということになるのかどうか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございます。

この事業につきましては、先ほどの、本日、補正で上げさせていただいております別表 2 のほうで繰越明許費のほうの措置をしております。財源的には、これ、今回の補正で議決を頂戴いたしましたら、明許ということで次年度に送って事業を実施するということでございます。仮に、当然、その中で執行予算というのがございますので、そういう形で処理をさせていただきたいと存じます。

○議長

山口君。

○ 7 番

財源にはならんということですね。はい、わかりました。

次にですね、説明書にある自治体情報セキュリティー強化対策事業、詳しく書いていただいてよくわかるんですが、ただ平群町の場合、2,376万円かかってですね、ただ、国の基準では10万人以下は、こういう計算でいくと、平群町の場合、1,310万しか出ないと。半分よりちょっと多いぐらいですけれども、これは、本来この事業というのはですね、もちろんセキュリティー強化しなければならないというのは当然なんですが、特にマイナンバー制度の影響でね、その個人情報が漏れた場合の影響が余りにも大きくなるために、こういうふうに住基系、それからインターネット接続系と、こう分けていくという、完全に分けるということをするわけですね。だから国も10分の10という補助事業になってるんですが、どこともこれぐらいしか出ないのか。ただ、平群町の場合、全体の55%ぐらいにしかならないと思いますけれども、こういうことになるのか、その点どうなんですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問でございます。

情報セキュリティーの強化対策というところで、これも資料のほうでお書きをさせていただいておりますが、基本的に、いわゆる補助の上限ということで、いわゆる定額並びに人口当たりの単価というところで出しております。そしたら、近隣どうなんだという話なんですけども、一定、うちも近隣の自治体調査をしましたら、ほぼ補助基準額になる部分につきましては、こういった算出の仕方でやっておりますので、基準額についてはほぼ横並び的な金額となっております。ただ、補助基準以外の部分でございますが、その部分につきましては、それぞれ自治体によりまして、今の、何と言いますか、情報政策の環境というのがそれぞれ違ってまいりますので、一概にどの自治体が幾らというふうな試算は出しにくいというとこなんですけども、基本的に、補助対象になる部分については、ほぼ近隣の市町村と平群町の場合、そんなに遜色がないというところでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

最後のあれですけれども、道路橋梁費の開運橋のね、これ、当初予算で出てたのは、僕もあんまりちょっと記憶になくて、議論したんかどうかも覚えてないんですけど、開運橋というのは三郷町の町道ですよね、開運橋はね。もちろん、三郷町の、要するに十三屋さんとか寅茶屋さんとか信貴山観光ホテルのほうから信貴山の本堂、朝護孫子寺のほうへ行くのにかけられたんでしょうね、多分ね。もともと奈良県からは信貴山下からケーブルがあって、ほんで平群町と三郷町の間の道の参道を仁王門のところへ行って行くというのがもともだったと思うんですね。そんな経過は別にしてですね、三郷町の町道に何で平群町が金を出すのか。去年の当初予算で説明があったのかどうか、ちょっと記憶にないんで、あったら申しわけないんですが、何でこれ、金出さなあかんのですか。ほんで、この金額というのはどういう割合でこうなったのか、ちょっと 我年度予算でもまた再度上がってくるんですけど、ちょっと改めてそこを説明していただけませんかね。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

開運橋の御質問でございます。

開運橋の負担金につきまして、平成27年度の当初予算で上程をさせていただいておりました。私の記憶では、予算総括審議なり特別委員会で、一定その質問がなかったように記憶をしております。改めてですね、平成28年度の当初予算に、同額ではございませんけれども、措置をさせていただいてるということでございます。

山口議員の御質問でございますが、開運橋の、要するに架設された経緯というんですか、それにつきましては、これは昭和6年に架設されてるというふうに聞いておりまして、橋長は105.7メートル、この場所につきましては、大門池の上空を架設、架橋されてるということで、要するに、開運橋の管理者は三郷町でございます。

三郷町の事業主体によりまして、開運橋の改修計画を行うということでございまして、平成25年度に橋梁の長寿命化の修繕計画に基づきまして、安全点検、それと修繕計画を策定をされております。平成26年度で補修設計を実施をされました。これ、いずれも三郷町のほうで事業主体でやっておられます。本来でしたら、平成27年度ですね、今年度で補修工事を実施をするという、そのような予定であったわけなんですけども、社会資本整備総合交付金のこの割り当て内示が当初の見込みどおりいかなかったというふうなことで、一旦事業を休止して、改めて28年度で要望されてるという、そのようなことでございます。

なぜ平群町が負担しなければならないのかという、そのようなところの御質問でございますけども、基本的には、場所は先ほど申し上げたとおりでございまして、信貴山の地域の中で、大門池に架設されてる非常に重要な生活道路でもございます。当然、三郷側から平群側への観光道路、逆もそうなんですけども、そんなところで、平群町、三郷町のアクセス道路ということで、一定、平群町の方も利用もされておりますし、お寺へのアクセス道路にもなっておると、そんなところもございまして、平群町についても応分の負担をすると、そういうことで、両町協議の上で決定をしたということでございまして、根拠につきましてはですね、事業費、三郷町のほうで試算をしていただいておるんですけども、この事業費に対して、要するに、事業費と言いますのは工事費と委託料ですね。補助対象の事業でございますので、当然その補助金を差し引きまして、あと起債をされますので、起債の中で交付税の算入の分も差し引くと。その差し引いた中の3割を平群町が負担すると、こういう考え方でこの数字になっておるということでございます。

ちなみにですね、開運橋の補強につきましては、平成9年度にも一度三郷町 のほうで実施をされております。そのときも平群町は一定の負担をしていると、 そういった経緯もあるということも申し上げておきます。 以上です。

○議長

山口君。

○ 7 番

これ以上言いたくないけど、どうなんですかね。どの道も、どこの町道であろうが、何々市の道路であろうが、誰が通っても一応いいわけですよね。別に日本国民でなくてもいいわけですし。もちろん、信貴山という特殊なお寺ですし、観光ですし、いろんな人がもちろん来るわけですし、平群町のあの辺の商売をされている方にはもちろんメリットもあるわけですし、お寺もあれがあればもちろん便利ですし、それはもちろんわかるんですけれども、本来、そこの町道というものは、そこの町が基本的には持つのが当たり前なんで、それを平群町が実費というか、それぞれのかかる分の3割、7割の負担でやるというのはどうも合点がいかんなという思いは持っています。

今の説明でわからなくはないんですけども、そういうこと、今後も、例えば、そういうところは、平群町の場合、ほかにはないとは思いますけれども、もしそういうのがあれば、じゃあ生駒市との間に橋がかかっていれば、そこの補修を生駒市と平群町で折半するかと言ったらそうではないですよね。この場合は、今、課長が言われたように、過去にもそういう例があると。ほんで、特殊な、普通、車が走ったりするような道でもありませんから、そういう寺へ参る人たちの便宜を図るという点もあるんで、もちろん平群町にもメリットがあるからということで、一応納得はしますが、ちょっと首かしげたくなるなというのが思いです。

質問は以上で結構です。

○議長

森田君。

○ 4 番

資料で、せっかく資料をお出しいただいてますので、資料2のですね、財源変更の話なんですけども、ここでですね、500万が工事請負費がふえたと。その増減理由として、太陽光パネル設置工事に係る基礎の変更及び自家発電設備の設置に係る消防の協議ということになってるんですけども、具体的に基礎の変更をどのようにしたのか。それとですね、消防との協議はどなたがやられて、どんな御指示が出たのか御答弁いただけませんでしょうか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

森田議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、この工事のですね、増額が出た理由はこの2点でございまして、まず太陽光の基礎のくいの関係でございます。これに関しましてはですね、工事を進める中で、太陽光パネル設置工事におきまして、当初にですね、現地の測量等も実施をやってはおりますが、工事の施工段階になりまして、現場の木や竹を伐採しまして、また草等も刈り込んで現況を再確認しますと想定以上に起伏がございまして、そのために、太陽光パネルの形状変更をするようなことも必要になってきましたので、現地でですね、太陽光パネルの高さを調整でき、また地中に転石等も多くあるということもわかりまして、造成工事も行わず、地中の転石等にも対応するため、基礎部分のこれらの形状に対応できる特殊なくいに変更したというのがまず1点目でございます。

続きましてですね、自家発電設備設置工事におきましては、以前より西和消防署と自家発の設置の燃料タンクの設置につきまして、これに係る規制について協議を行ってまいりました。当初の段階では、設計業者がですね、設計図面を提示して協議を行った結果、燃料が重油であるということから、少量危険物施設であるということの認識でですね、工事を行うことができるということでありましたが、しかし施工段階でですね、消防署との協議の中で、この少量危険物施設としてですね、タンクの油漏れ等を防ぐための安全弁や制御盤等の設置や、あとタンク内照明等の安全対策を講じるように協議がありましたので、これによりまして工事費が増額となり、また工期も延長したということでございます。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

今の基礎の変更のときに、以前、私が委員会でしたかね、そのときに、コンクリートの基礎だったと思うんですけども、それがくいに変わって高くなるんですか。高くなるんですか、本当に。

それとですね、先ほど、消防協議は、設計事務所がやっててですね、A重油ですか、でやってたものが、なぜ今回、そんなことの協議が抜けてたんですか。 設計事務所のミスじゃないですか、これ。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

まず、1点目のですね、太陽光パネルの基礎の部分でございます。これはですね、森田議員がお述べのとおり、当初はコンクリートの基礎を計画しておりました。ただ、工事を進める中でですね、先ほど申しましたように、起伏での対応とですね、地中での転石があるということで、この両方に対応できるためにですね、工事費は増額になりますが、現場で対応できるくいに変更したということでございます。

それと、2点目の自家発の関係でございます。これは、当初はですね、要はA重油を使うということでですね、少量危険物でいけるということで、設計図面等もですね、提示して、一応協議はしたということを聞いておりますが、施工段階になって、少量危険物施設としてはこのような安全対策を講じてくれというふうな指摘があったということでございます。

以上でございます。

○議長

森田君。

○ 4 番

今の話ね、合点がいきませんね。起伏なんて初めからわかって設計されてるんでしょう。私も、初めからコンクリートが出てきたときどうするんだということで、そのとき、どなたかがそれでできるんやということをおっしゃったと思うんですよね。ちょっとおかしいのと違いますか。普通は、コンクリートでやるより、鉄パイプとか、いろいろやっているほうが簡便法だと思うんですけども、私が町で見たやつからすればですね。それが、お金が上がるなんてもってのほかじゃないですか。

それと、今言うA重油に変わっていろいろ変わってですね、そんな協議、こんなのおかしいじゃないですか、コンサルがやってるんであれば。そのためにコンサルにお願いしてるんじゃないですか。たまたま委託費が余ってるからよかったもののですね、こんなん私、合点がいきませんね、一般的に言うて。そのために測量もして、コンサルが図面を描いて工事するわけでしょう。その辺、どう思っておられるんですか、御担当いらっしゃってですね。

○議長

総務防災課参事。

○ 総 務 防 災 課 参 事

今回の増額につきましては、設計がですね、要は、この工事につきましては 防災工事ということもありますし、また用地がですね、要は、議員さんも御存 じのとおり、以前、土地開発公社で長期保有しておった部分を事業化をして、 財政的なメリットもありますし、ほんで地域の防災力も向上するというような 事業でございますので、設計もですね、本当に最少の経費で最大の効果が上がるように、ぎりぎりの設計となっておりました。ということでですね、この増額部分をですね、ほかの減額部分を探しましたが、要は当初設計の中で消化できなかったということでございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いします。

○議長

山田君。

○8 番

2点ほどお聞きしたいんです。

まず1点、先ほど出ました21ページのし尿処理の委託料1,300万円の減額なんですけど、緑ケ丘のコミプラの処理ができなかったということなんですけど、これは意図的にしなかったのか、たまたまできなかったのか。意図的にやられたのであればすばらしいというふうに思うんですけども、いかがでしょう。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

別に意図的ということではございません。あくまでも下水の事業の状況に合わせての措置ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長

山田君。

○8 番

当初は、生駒市で処理してもらうキャパと言うんですか、処理量の問題もあって、コミプラの部分を、今、生駒市のほうに全て持っていく、量的な限界というか、量的な規制もあったので、なかなか町のコミプラの処理もそっちで、単価の安いほうでするということにはなかなか計画的にいかなかった。先だっての説明の中では、養父市のほうと分散して持っていくという、今になってわかったんで非常に残念なんですけれども、当初からわかっていれば単価も下がったんで、コミプラの処理、今の単価でできればよかったのになという感想でございます。

それともう1点ね、中央公園の照明設備なんですけど、12月で補正をされていまして、今回、繰越明許になっているんですけど、そのとき、当初ね、一般財源とその他財源も用意されてるんですが、保険適用の交渉しているんだという、これからするんだということでのお話があったと思うんですけど、その後、どういうふうになって、今後、いつごろに工事をされる予定になるんでし

ようか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

中央公園の照明設備については、落雷による原因ということで、市町村共済組合のほうと交渉して、当初、難色を示している部分はあったんですけども、交渉の結果、一応適用していただけるというふうなめどが立ったので、12月議会で説明させてもらったと思います。その方向で今、進んでいまして、できるだけ何とか、12月に予算を認めてもらいましたので、年度内にと思ったんですけれども、なかなか思うようにというか、業者とのやりとりでちょっと遅れているということで、若干遅れる可能性が出てきたので、繰越明許にさせていただきました。

○議長

山田君。

○8 番

落雷は、12月の時点で一昨年、もう一夏超えてるんですよね、非常照明、 当然、ほとんど使用されるのは夏場なんでね、今から夏場に入っていくんで、 早い時期に復旧をさせてですね、使用できるようにしていただきたいと思いま すんで、よろしくお願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより本案に対する討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第12号について採決を行います。

本案については、原案のとおり可決することにいたしたいと思いますが、御 異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成27年度平群町一般会計 補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第13号 平成27年度平群町国民健康保険特別会計補正 予算(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第13号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

こっちの説明資料でちょっと質問しますけど、初めのほうの保険基盤安定についてはですね、入りも出も一緒の金額で、ふえても一緒という、予算上はね、なるんで、この前から言ってますように、レセプトが、奈良県全部一緒になってますから、医療が高かっても、一定見てもらえるということになるんですが、そのかわり、医療費が少なくなれば平群町の持ち出しがふえるということになるわけです。そのことは別にして、前期高齢者給付費という、交付金をもらうに当たっての算定の基礎になる部分ですけれども、これが平成24年、もう既に3年も前の話ですけれども、それが2,500万間違ったということですよね。その2,500万間違ったがために、もともと概算で7億5,000万と出していた交付金がですね、26年度決算では7億9,221万6,125円というので平群町は確定したことで計算してたけれども、実際はそれよりも少ない金額やったと。そうやね、そういうことですね、これ、7億7,452万4,446円で、実際は間違いがあってそうだったと。そのことによって、その差額を返さなければならなくなった、そういうことですね。

本来、還付金とか返還金は大体8月に精算されて、9月の決算のときにですね、補正で大体出てくるわけですけれども、平群町はこの間、返してばっかりですけど、今回、これ24年に間違ったということは、25年の分の影響が今度、25年は間違ってないのかどうか、その辺の積算はしてみましたか。それ、25年間違ってたら、今度、また27年というふうになってくるわけでしょう。その点どうですかね。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、この26年度の数字といいますのは、24年、前々年度精算分ということで、24年の分でございます。それで、実際、この数字がですね、うちのほうで誤差があるというのを確認したのが26年度になってからでございます。それで、今、27年度の分につきましては、前々年度の25年でございます。ということは、去年、26年度の仕事のときにですね、前々年度の数字というのが確定がちゃんと間違いなく処理できておりますので、その分は精算できております。それ限りで、24年の分についてだけ間に合わなかったということで、今回、返還という形をとらしていただきました。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより本案に対する討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第13号について採決を行います。 本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号 平成27年度平群町国民健康 保険特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第14号 平成27年度平群町水道事業会計補正予算(第 1号)について を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第14号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第14号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 平成27年度平群町水道事業会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第15号 平成27年度平群町下水道事業特別会計補正予 算(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第15号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 7 番

もうちょっと詳しく説明してほしいんですよ。

10ページの公債費のところね、元金、補正額はゼロなんですけれども、その一番右の説明のところに下水道公債費元金繰入金790万、加入負担金、減額で790万。加入負担金790万についてはさっき説明で聞いたのでわかるんですが、これとこれと、何でここでこれを相殺してゼロにするのか。これは一体どういう説明なのか、もうちょっとわかるように言ってもらえますか。

○議長

上下水道課長。

〇上下水道課長

元金についてはですね、予算総額については変わらないんですが、この元金の財源に充ててました加入負担金の額が790万減額になります。その穴を埋めるために一般会計からの繰入金を増額すると。それで収支を合わすということでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

それやったら、財源変更のところではできへんの。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

この補正額の財源内訳の中で言いますと、その中の特定財源、それが国費と地方債、その他に分かれてるんですが、元金繰入金もですね、加入負担金も、その財源の中のその他費に区分されてまして、ここには数字としては上がってこないと。わかりにくいということで、説明の中で、特定財源その他費の内訳の中身として、ここに説明の中で記載させていただいてるということでございます。

○議長

山口君。

○ 7 番

まあまあ、それはわかりましたけど、普通、ここ説明って書いてあるんやけど、目の中のもうちょっと項目、細目したものを大体書いてるんでね、ここでこういう書き方されると、それやったら、ここで財源内訳とか何か書いてもらわないと、公債費に何で加入負担金出てくんねんということになるわけでしょう。だから、そこはちょっと今後、これには説明書がついてなかったですから、ちょっとその辺は、今後もうちょっとわかるようにしていただくようお願いします。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第15号について採決を行います。 本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第15号 平成27年度平群町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第16号 総合スポーツセンター防災拠点施設整備工事変 更請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第16号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○ 4 番

先ほど質問しましたけども、そのことは別として、参考までに、これを設計 されたとこと管理されたとこはどこなんですか。参考までに教えてください。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

まずですね、実施設計につきましてはパシフィックコンサルタント株式会社 でございます。それと、施工管理につきましては、株式会社ニュージェックで ございます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより本案に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。 これより議案第16号について採決を行います。 本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 総合スポーツセンター防災拠 点施設整備工事変更請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。はい、局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて 下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法 第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成28年3月2日提出平群町長 岩 﨑 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町西宮2丁目10番57-3号

氏 名 井戸美恵子

生年月日 昭和20年7月29日

以上でございます。

○議長

町長の説明を求めます。町長。

○町 長

提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及・高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいております。

井戸美恵子氏は、平成22年4月より人権擁護委員として御活躍いただいているところでございますが、現在2期目であり、平成28年6月で任期満了となります。引き続き、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長

お諮りをいたします。

本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推せんに つき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定をいたしま した。

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法 第6条第3項の規定によって、議会の意見を求める。

平成28年3月2日提出平群町長 岩 﨑 万 勉

記

住 所 奈良県生駒郡平群町若葉台4丁目8番4号

氏 名 西本たづ子

生年月日 昭和21年10月10日

以上でございます。

○議長

町長の説明を求めます。町長。

〇町 長

提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及・高揚を図るなど、さまざまな活動を行っていただいておるところでございます。

西本たづ子氏は、現在、社会福祉法人奈良いのちの電話協会での相談員及び公益社団法人なら犯罪被害者センターでの被害者支援員を行われており、地域社会の福祉向上のため、御活躍いただいております。つきましては、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見をいただきますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長

お諮りをいたします。

本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推せんに

つき意見を求めることについては、適任であると答申することに決定をいたしました。

日程第26 請願第1号 子ども医療費助成制度を高校卒業までに拡充し、 窓口無料化を求める請願書

を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは、朗読いたします。

平成28年第1回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第1号

受理年月日 平成28年2月17日

件名 子ども医療費助成制度を高校卒業までに拡充し、窓口無料化を求める 請願書

請願の要旨

要旨 1 通院・入院とも高校卒業までに拡充すること

2 償還払い方式をやめ窓口無料化の現物給付方式を実施すること

理由 近年、子どもたちのおかれている状況が多様化する中、子どもの医療費は、経済的負担が一番大きいと言われております。平群町では子ども医療費助成制度の対象年齢を高校1年生卒業まで拡大され、子育て中の世帯に喜ばれていますが、平成28年8月より、奈良県も通院について、中学校卒業まで助成を拡充することになり、県補助金の対象範囲が拡大することで町単独経費が削減されることから、さらに高校卒業までの医療費助成の拡充を求めます。

また、平群町の子ども医療費助成制度は、医療機関の窓口でいったん医療費を支払い、2~3ヶ月後に口座振り込みされる償還払い方式となっており、子育て中の世帯にとって、医療費の窓口での支払いは大きな負担となっています。近畿地方では、唯一奈良県以外のすべての府県が窓口無料化を実施しております。厚生労働省も「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」を設置し、窓口無料化を実施している自治体への国保の補助金削減のペナルティの見直しなどが検討されています。

少子化が進み人口減少に歯止めをかけるために、平群町の子ども医療費助成制度をいっそう充実させ、子育て中の世帯が経済的負担を心配せず、安心して医療を受けられるよう、対象年齢を高校卒業までに拡充し、窓口無料化を実現するために県にも重ねて要望していただくことを求めます。

請願者の住所及び氏名 平群町三里139-2 福田恵子 平群町椣原749-7 山西裕子 紹介議員 髙幣幸生・馬本隆夫・城内敏之・山本隆史・窪 和子付託委員会 文教厚生委員会 以上でございます。

○議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。髙幣君。

○ 9 番

子ども医療費助成制度を高校卒業までに拡充し、窓口無料化を求める請願書、 これに対する趣旨説明をさせていただきます。

人口減少問題の克服のため、平群町におきましても地方創生総合戦略を策定し、本町の合計特殊出生率1.6を目指しています。現時点では1.07と、 県下でも一番低いのではないでしょうか。今後の取り組みが大きな課題となり ます。

さて、子どもたちの今の環境は、多様化した家族環境の中、子どもの医療費の経済的負担が一番大きいのではないでしょうか。このような現状のもと、奈良県はこれまで、入院は中学卒業までの子どもが助成対象でした。通院はゼロ歳から小学校入学前の子どもに限られていたが、県は少子化対策の一環として、医療費の負担を少しでも軽くしたい。同時に、子どもの健康維持を図るため、平成28年度8月から、子どもが通院した際の医療費を中学卒業まで助成する制度を開始されると聞いております。その費用は、県と市町村が2分の1負担となります。本町では、平成26年度より、入院、通院とも高校1年生修了まで無料化を実施しており、通院が小学・中学生分が全額町負担でしたが、県の補助対象が拡大することで本町の負担が大きく削減されます。県が8月からの実施で削減となります。このような現状から、本町の少子化対策をさらにプラス加速させるため、県補助拡大分の財源が活用できます。

そこで、本町の高校2年生と3年生を拡充しても県補助拡大により町負担額は削減されるでしょう。本町においては、他の自治体よりも大きく、高校卒業までの拡充が可能です。また、現状では、子どもの医療費は医療機関の窓口で一旦支払い、二、三カ月後に振り込まれる償還払い方式のため、子育て中の世帯にとっては大きな負担となっております。本町議会においても、昨年6月議会において、子ども医療費助成制度など地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書を国に送付いたしました。現在、国の厚労省でも子どもの医療制度の在り方に関する検討会が設置され、地方創生の観点から、窓口無料化を実施しやすいよう見直しなどが検討されています。さらに、県にも重ねて要望するべきであります。

このようなことで、若い世代の希望の実現に取り組むことで出生率の向上が

図れるのではと思われます。本請願の紹介議員となりました。

以上、簡単でございますが、趣旨説明とさせていただきます。どうか皆様に は御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、本請願に対する質疑に入ります。ございませんか。窪君。

○10番

資料の請求をしたいんですけれども。

県の、8月拡大予定ですが、県の拡大により、子ども医療費の総事業費に対する県補助金と町負担額の比較をできる資料の提出をお願いしたいんですが。

○議長

福祉課松本主幹。

○福祉課主幹(松本光弘)

失礼します。

ただいま御請求いただきました資料につきましては、御用意させていただきまして、お示しさせていただきたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本請願に対する質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、請願第1号は文教厚生委員会に付託すること に決しました。

5時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

再 開 (午後 5時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第27 議案第17号 平成28年度平群町一般会計予算について

日程第28 議案第18号 平成28年度平群町住宅新築資金等貸付事業特 別会計予算について

日程第29 議案第19号 平成28年度平群町国民健康保険特別会計予算 について

日程第30 議案第20号 平成28年度平群町水道事業会計予算について

日程第31 議案第21号 平成28年度平群町下水道事業特別会計予算について

日程第32 議案第22号 平成28年度平群町農業集落排水事業特別会計 予算について

日程第33 議案第23号 平成28年度平群町学校給食費特別会計予算について

日程第34 議案第24号 平成28年度平群町介護保険特別会計予算について

日程第35 議案第25号 平成28年度平群町奨学資金貸付事業特別会計 予算について

日程第36 議案第26号 平成28年度平群町後期高齢者医療特別会計予 算について

以上10件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から平成28年度予算の説明を求めます。町長。

○町 長

平成28年度一般会計及び特別会計予算の提案理由の御説明を申し上げます。

本日、平成28年3月第1回平群町議会に、平成28年度平群町一般会計及び特別会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算の概要を申し上げ、議員各位を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成28年度予算編成における国の基本方針では、「経済再生なくして財政健

全化なし」とする経済財政運営における基本的な姿勢のもと、これまで実施してきた大胆な金融政策・機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の成果の上に「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」を双方ともにさらに前進させるとしております。

また、政府の経済財政運営の根幹である経済財政運営と改革の基本方針20 15は、中長期的に持続する、成長する成長メカニズムの構築を目指す取り組みであり、消費や投資の拡大に結びつく経済の好循環の拡大、イノベーション等を通じた生産性の向上や供給面の取り組みによる潜在的な供給力の強化、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯どめをかける、まち・ひと・しごとの創生を目指すものとしています。

平成28年度は、この基本方針2015に盛り込まれた経済・財政再生計画の初年度として歳出改革の推進を図るとともに、一億総活躍社会の実現に向けて子育て支援や介護サービス等の充実を図り、地方創生の本格展開を図るとしています。一億総活躍社会においては、少子・高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる社会を目指しており、聖域なき歳出削減をより一層加速させ、実現に向けての施策についてもより一層の重点化を図る方針であります。

その中で、地方財政対策に関しては、地方の一般財源総額が前年度並みの水準が確保されるとともに、地方の重点課題である高齢者支援等に必要な経費として新たに重点課題対応分が 0 . 2 5 兆円計上、また、地方創生に必要な歳出経費についても、昨年度に続き 1 兆円計上されています。これらのことは、地方自治体みずからが主体的に責任を持って地方創生の取り組みをさらに推進していくため措置されたものであり、本町においても、へぐり創生への取り組みを確実に推進させ、まちの将来像実現に向けた取り組みについて、加速感をもって展開していく必要があります。

こうした状況を背景に、本町の平成28年度当初予算については、国の地方 創生への趣旨を踏まえつつ、国の補正予算を積極的に活用した平成27年度3 月補正予算と一体で切れ目のない予算とし、平成31年度までを実施期間とし た平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を展開する予算編成となっておりま す。

総合戦略では、①若者が住める、住みたくなるまちをつくる、②子育てしやすい、子育てしたくなるまちをつくる、③新たな雇用と交流をつくる、④地域を守り、地域をつなぐといった四つの基本目標のもと、特に若者が将来に希望を持ち、安心して暮らすことができるよう、また誰もが地域に誇りと愛着が持て、生き生きと暮らすことができるよう、魅力のあるまちづくり実現のための

施策を盛り込んでおります。総合戦略の各施策は、平群町第5次総合計画での 基本戦略や人口対策と方向性を一にするものであり、既に実施している施策と あわせ、まちづくりの主役となる住民の皆様との協働を基調とした、将来に向 け住民の皆様に最善と考えられる予算編成を行いました。

以下、まちづくりのために取り組むべき重点事業を中心に、各戦略を順次御 説明いたします。

「子育てと教育」の戦略として、人間力を育む環境づくりを目指し、子どもの医療費の高校1年生までの無料化拡充を引き続き実施し、ゆめさとこども園・はなさとこども園での幼保一体化による就学前教育の充実や各小学校における子ども読書活動の推進、また、学校施設における教育環境の整備に努めてまいります。

「住みよさ」の戦略として、安全安心で誰もが生き生きと暮らせる便利な暮らしの創造に向け、平群駅周辺整備事業や公共下水道事業、国道168号線バイパス沿いの活性化等、これまで取り組んできた各事業については引き続き推進し、各所に防犯カメラの設置、定住化を促進するための住宅取得者に対する助成制度の実施、空き家対策について取り組んでまいります。

また、健康づくりでは、健康長寿奈良県1番を目指し、平群町健康へぐり2 1計画や平群町食育推進計画などに基づき、家庭や地域において一人一人が健康づくりに取り組むとともに、保健対策の実施や地域医療サービスの充実を図り、心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを推進します。

「産業」の戦略として、地域資源を生かした活力あるまちを目指して、企業誘致による新たなまちづくりの推進を図り、基幹産業である農業の基盤強化を図り、地域産業活性化への取り組みを推進します。

「観光」「発信」の戦略として、新しい観光づくりと地域の魅力を効果的に発信するツールづくりとして、"へぐり"ならではの自然・歴史などの資源を適切に保全し、これらを生かした観光開発を行います。また、地域が誇れる一定の基準を満たしたよいものを平群ブランドとして認定し、発信してまいります。

また、人口流出や人口減少克服の対策として、①住まいの場の確保(住宅の流通、定住化の促進)、②安心の子育て、確かな教育(子育て支援策、教育環境の充実)、③安全・安心の暮らし(安全・安心で利便性の高い住環境の整備)、④活気のある働く場所(雇用、労働、産業の場の創出)、⑤"へぐり"ならではの豊かな暮らし(平群の特性を生かした魅力的な暮らしの創造、発信)を「人口対策」の柱として位置づけ、各事業を展開してまいります。これらの施策については、平群町が未来に向かって大きく発展し、町民一人一人が将来に希望を持てるような予算となるよう、厳しい財政状況の中ではありますが、最大限

の努力を傾注したところであります。

その結果、一般会計予算案の規模は73億5,000万円であり、前年度から1,500万円の減額となっています。

また、特別会計の合計は58億235万2,000円となっています。

以下、新年度予算につきまして、一般会計から主要施策等についての概要を 御説明申し上げます。

財政健全化の観点から、町長40%、副町長35%、教育長25%の特別職給与の減額を引き続き実施し、同時に固定資産税の超過税率についても引き続き、町民の皆様の御理解をいただきながら実施してまいります。

人事につきましては、多くの退職者が発生する状況が続いている中、平成27年度に引き続き、平成28年度においても9名の新規職員の採用を予定しています。

人材育成については、接遇研修等の実施を初め、職員として最低限必要な知識・能力を身につけるため、町主催の職員研修を継続実施します。そのほか、アカデミー研修、JIAM研修及び奈良県市町村研修センター主催の研修にも積極的に職員を派遣します。

また、人事考課制度については、引き続き実施を行うことで、職員全体には みずからの行動に対する気づきを与え、管理職には、目標管理により組織経営 管理を向上させることで職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを 推進していく上で、広報紙やホームページは行政と住民を結びつける重要な手 法であり、新たにフェイスブックを活用し、積極的に町内外に行政情報を発信 しています。引き続き、住民の皆様に速やかに的確な情報を発信すべく、より 一層の充実を図ってまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施します。

公有地の管理につきましては、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。 また、遊休財産については可能な限り事業化に努める一方、民間売却等も積極 的に行い、財政負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。

公共施設等の建築物の管理につきましては、維持管理に必要な所要額を確保 しております。また、老朽化した公共施設等の計画的なマネジメントについて は、現在取り組みを進めている新地方公会計制度に基づく財務諸表や固定資産 台帳を活用した上で、公共施設等総合管理計画策定を目指してまいります。

防犯対策事業につきましては、消費電力の削減を図るため、自治会管理の防

犯灯を早期にLED灯への切りかえ完了を目指し、取り組みを進めてまいります。また、犯罪者を生み出さない、寄せつけない防犯環境の構築として、防犯カメラ等、防犯設備の整備に要する予算を計上しています。

防災対策につきましては、防災備蓄の取り組みとして、町内13カ所で分散 備蓄を行い、災害発生に備えます。

電子自治体の推進に関しましては、情報セキュリティーに関する国内外の事案を踏まえながら、巧妙化する新たな情報セキュリティーへの脅威から住民情報を守ることができるシステムを構築してまいります。

住民戸籍事務につきましては、住基ネットの運用、個人番号カードの発行業 務及び戸籍情報の適正な管理と迅速な対応を図るため、各システムの整備に要 する予算を計上しています。

高齢福祉施策につきましては、超高齢化社会が進行する中で、高齢者が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう、生活支援サービスや介護予防事業の実施に努めます。また、要介護状態になっても安心して生活できるよう、介護保険事業を引き続き実施します。また、ふれあい交流センターにおいて、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の採択を受け、太陽光パネル等の設置を行います。

障がい者福祉の推進については、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が基本的人権を享有する人として、地域で安心して暮らすことのできるまちを目指すため、障害福祉サービスの推進に努めます。

児童福祉の施策では、平成27年度開園のはなさとこども園とゆめさとこども園を通じ、独自の発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前保育・教育を実践します。また、はなさとこども園に太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備を導入し、福祉避難所としての防災機能強化を図ります。

就学児においては、各小学校において学童保育を円滑に運営し、子どもの健 全な育成を図り、保護者の仕事と子育ての支援を推進いたします。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施と周知を図り、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童手当を支給します。

子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育てボランティアの育成 についても引き続き取り組んでまいります。

福祉医療事業では、高校1年生までの、入院だけではなく通院も含めた医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

健康づくりの推進につきましては、第2次健康へぐり21計画に基づき、全

ての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう、生活習慣病の予防や介護予防等、各世代を対象とした保健予防、検(健)診、相談、指導について積極的に取り組んでまいります。特に、健康寿命の延伸に向けた健康づくりと介護予防事業を住民協働の形で実施すべく、鋭意、研究・検討し、体制を整えてまいります。

少子化対策としまして、妊婦健康診査費用の公費助成を今年度も14回とし、 母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図っていきます。また、出生した赤ちゃんに絵本を配布し、絵本を通じて親子のコミュニケーションを促すブックスタート事業も引き続き実施します。妊産婦や新生児の家庭訪問を通じて育児不安を軽減するため、子育て支援についても積極的に取り組みます。特に、 平成14年に立てられたへぐりのびのび子育てプランの第2期計画を平成28年度中に策定し、住民協働で安心して産み育てのできるまちづくりを目指します。

疾病予防事業では、接種体制が目まぐるしく変動する予防接種事業において、 安心・安全に接種できるよう、対象者には十分な啓発を行うとともに、医療機 関等とは綿密に連携して事業の実施体制を整えてまいります。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、本年度も7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しております。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群 平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、本年度も研修会や講演会を開催する予定であります。また、平成26年度に新たに開始した平群町第2次男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施します。

環境衛生事業では、空き地の雑草除去の指導や不法投棄・野焼きの防止対策を進める一方、資源循環型社会形成の目的から、平成27年1月より、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続き実施します。また、ごみ出し困難な方を対象にしたふれあい収集や生ごみ処理容器の設置補助、有価物の集団回収への助成も引き続き行い、可燃ごみ有料指定袋制により、さらなる減量化に向けた取り組みを進めてまいります。そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や合併浄化槽設置

に係る補助金助成を行うなど、環境の保全にも努めてまいります。

また、平群町リサイクルセンターについては、平成26年度より4年間の指定管理者を公益社団法人平群町シルバー人材センターに指定することとし、引き続き、施設の適正な運営管理に努めます。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運転業務の委託を行ってごみ処理費用の縮減を図ります。また、仮置き焼却灰の撤去処理を進めてまいります。

斎場運営につきましては、再生可能エネルギー等導入推進基金事業の採択を受け、太陽光パネル・蓄電池の設置を行います。

し尿処理につきましては、生駒市との公共施設の相互利用を実施します。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための新規 就農者支援事業、農林業への被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業、並びに農業・ 農村の有する多面的機能の維持・発揮のため、営農活動を支援する日本型支払 制度補助金事業を本年度も引き続き実施してまいります。

また、活性化センターくまがしステーションにおいて、再生可能エネルギー 等導入推進基金事業の採択を受け、太陽光パネル等の設置工事を実施します。

国土調査事業につきましては、新規事業地区として上庄・梨本・三里の一部 地区の地籍調査事業に着手し、早期の事業完了を目指します。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、 中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、平群ブランドの取り組みを強化し、町の魅力を最大限に活用するとともに、へぐり時代祭り開催による観光PRを図ってまいります。また、信貴山開運橋のライトアップ整備を行い、魅力ある観光拠点づくりを推進し、さらなる集客につなげてまいり、イルミネーションに必要な費用負担を行います。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等に所要額を計上しています。社会資本整備総合交付金の採択を受けて継続的に実施している橋梁補修や主要路線の歩道整備並びに舗装補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性向上につなげていきます。さらには、春と秋の環境愛護デーの実施や各大字・自治会への草刈り手数料を計上しております。

都市計画につきましては、町都市計画マスタープランの見直しに係る委託料及び既存木造住宅耐震診断に係る委託料や耐震改修に係る補助金を計上しています。

平群駅西土地区画整理事業につきましては、引き続き造成工事費及び移転補

償費に係る基本事業費分の町負担金及び都市再生区画整理事業費を予算計上しています。

住宅管理につきましては、社会資本整備総合交付金の採択を受けて、町営住 宅、改良住宅のベランダ防水工事や浴室設置工事の費用を計上しています。

公園管理につきましては、中央公園・北公園の運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者を公益財団法人平群町地域振興センターに指定することとし、引き続き、公園施設の適正な運営管理に努めます。また、公園遊具の保守点検に伴う費用を計上しています。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き、自主防災組織づくりに努めます。

消防施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の充実強化と、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、平群中学校の一部トイレ改修工事を実施し、学校施設の衛生環境の整備を図ります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティアや官学連携による学生ボランティア受け入れの拡充、さらには子どもの居場所づくりのための放課後子ども教室事業のさらなる充実を図ります。

文化、学習の振興につきましては、国庫補助事業として、椿井城の北郭群の部分的な発掘調査を計画しています。また、従来からの施策であります生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室、家庭教育学級と題して各種教養講座を開催します。

あすのす平群につきましては、図書館機能の充実を図りつつ、学校図書館システムとの連携強化により、子ども読書活動の推進を進めてまいります。あわせて、平群の観光・文化の拠点として積極的に情報発信を行ってまいります。

体育振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及推進、総合型地域スポーツクラブ「くまがしクラブ」の育成支援を行います。また、体育施設の運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者として、公益財団法人平群町地域振興センターに指定しており、引き続き体育施設の適正な運営管理に努めます。

次に、各特別会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、2,152万9,000 円となっております。本事業の貸し付けにつきましては、平成8年度をもって 終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸 し付け回収業務により一層の努力をしてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、30億3,750万7,000円となっております。健康長寿のための特定健康診査受診率の向上を目指し、特定健康診査受診者並びに人間ドック結果返却者への商品券の配布を行っております。また、総合健診事業では、27年度よりがんドック受診者への助成を一会計年度で2区分まで可能としております。あわせて、国民健康保険加入者へのがん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、糖尿病等起因歯周病対策事業等を実施し、病気の早期発見、医療費の抑制を図っております。医療費となる療養諸費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等を計上しています。

下水道事業特別会計につきましては、5億3,810万円となっております。 本事業は、平群町流域関連公共下水道として平成3年度に事業認可を受け、平成4年度より事業着手し、平成18年度に一部供用を開始しております。

平成28年度は、下水道管理費において下水道施設の適切な維持管理を実施し、平成26年度より進めてきた公営企業会計化に向けた準備を引き続き実施します。下水道建設費においては、公共下水道事業として、集中浄化槽区域である緑ケ丘地域を順次供用し、吉新区画整理地区、国道168号線バイパス沿い、県道拡幅工事と並行した北信貴ケ丘の管渠整備を実施します。また、供用開始した若葉台地域の管渠施設について、長寿命化計画に基づき更新工事を実施します。

流域下水道事業として、浄化センター及び幹線管渠の施設整備等を流域下水道事業負担金として計上しております。引き続き、生活環境の向上、河川等公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,756万円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用を開始いたしました。平成28年度につきましては、施設管理費において、集落排水の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては、公共ます設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを実施します。今後も農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、6,661万7,000円となっております。事業費は、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しています。引き続き、安全でおいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、食材の選定を徹底することで児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、17億5,916万5,000円となっております。保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上しています。

地域支援事業費では、介護予防事業や包括的支援事業費、認知症総合支援事業、生活支援事業等を計上し、地域包括ケアシステムの構築を目指し取り組んでまいります。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、94万8,000円となっております。奨学金の貸し付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成も目標に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、3億4,092万6,000円となっております。後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務経費を計上しております。

続いて、水道事業会計についてでありますが、業務の予定量として、給水件数7,830件、年間総配水量230万立米、1日平均給水量6,301立米、年間有収水量203万9,000立米であります。主要な建設改良事業を2億3,683万1,000円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、 さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億2,804万 7,000円であります。これに対して水道事業費用では、県営水道の受水費 を初め、各浄水場などの動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料、そして、建物、構築物、機械装置等の固定資産減価償却 費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費等で、費用総額は5 億3,104万6,000円となります。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、工事負担金を措置し、収入総額は2億101万9,000円であります。一方、資本的支出については、原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で、2億8,891万6,000円となります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,789万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金6,834万7,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額1,955万円にて補塡することとしました。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう事業の運営を図ってまいります。

以上、平成28年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、こ

れら諸施策の推進に当たりましては、万全の注意を払い、効率的な執行を心が けたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政事情の中で編成を行いました平成28年度予算につきまして、深い御理解を賜っての御審議をお願いして、原案どおり議決、承認賜りますよう切にお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りをいたします。

本件については、あす改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、 本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定をいたしました。 本日はこれで延会をいたします。

(ブー)

延 会 (午後 6時07分)